

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成29年12月13日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成29年12月13日 水曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時44分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 甲第3号議案 平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 乙第9号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 乙第10号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 5 乙第11号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 11 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 12 請願第5号、陳情平成28年第45号の4、同第76号、同第89号の4、同第106号、同第107号、同第115号、同第145号、同第160号、同第169号、陳情第3号の4、第9号、第11号、第12号の2、第20号の3、第21号、第38号、第46号の4、第56号、第61号、第64号、第69号、第78号、第80号、第83号、第91

号の3、第92号の3、第94号の4、第95号、第98号、第102号、第108号、第109号の2、第113号、第122号、第124号、第126号の3、第132号、第145号、第149号、第150号及び第151号

13 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	翁長政俊君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	嘉陽宗儀君
委員	糸洲朝則君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境部	長	大浜浩志君
環境政策課	副参事	桑江隆君
環境整備課	長	松田了君
自然保護課	長	金城賢君

環境再生課長	安里修君
子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課副参事	中里智子さん
土木建築部長	宮城理君
土木企画統括監	新垣健一君
技術・建設業課長	小橋川透君
道路街路課長	玉城佳卓君
道路管理課長	喜屋武元秀君
海岸防災課長	永山正君
港湾課長	照屋寛志君
空港課長	與那覇聰君
参事兼都市計画・モノレール課長	古堅孝君
下水道課長	金城光祐君
建築指導課長	宮平尚君
住宅課長	幸喜敦君
施設建築課長	佐久川尚君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案及び甲第3号議案、乙第9号議案から乙第13号議案まで、乙第17号議案、乙第23号議案から乙第25号議案まで、請願1件、陳情41件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」により、御説明いたします。

1ページをごらんください。

甲第2号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に2268万円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ129億5076万6000円とするものがございます。

内容としましては、消費税及び地方消費税に係る増額補正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城光祐下水道課長 お手元に配付しております資料2の1により御説明いたします。

1 ページ中段の2、歳入歳出予算補正の内訳（第1条関係）をごらんください。歳入歳出予算の追加は1件でございます。

沖縄県下水道事業特別会計では、主に市町村からの負担金など、収入に含まれる消費税及び地方消費税から、維持管理費用や建設費用など、支出に含まれる消費税及び地方消費税を控除した額を税務署に申告し納付を行っております。

平成28年度の確定申告において、下水道事業の決算額の減に伴い、控除される消費税及び地方消費税額が減少したことから平成28年度の納付税額が前年に比べ約3473万円増額となり、公課費の予算額に不足が生じております。

以上のことから、中部流域下水道維持管理費2268万円の増額補正を行うものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第3号議案平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の3ページをごらんください。

甲第3号議案平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

4ページをごらんください。

本議案は、宜野湾港マリーナの指定管理料について、平成30年度から平成34年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志港湾課長 お手元に配付しております資料2の2により御説明いたします。

1ページをお開きください。

宜野湾港マリーナは指定管理者による管理を行っており、現在の指定管理者の指定期間は平成27年度から平成29年度までの3年間で、今年度で終了となります。そのため、詳細は後ほど御説明いたしますが、乙第25号議案において次期指定管理者の指定に係る議案を提出しているところです。

本議案は、平成30年4月1日から次期指定管理者に指定管理業務を行わせるに当たり、限度額3億800万9000円の債務負担行為を追加するものでございます。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今度の指定期間は4年間なのですか。

○照屋寛志港湾課長 平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。

○仲村未央委員 従来 of 指定期間との違いはありますか。

○照屋寛志港湾課長 これまでは3年間ございました。平成30年度からは5

年間としております。総務部の定めました公の施設の指定管理制度に関する運用方針におきまして、指定管理期間の目安は5年以内を原則としております。維持管理が主たる業務の施設は3年以内、業務の高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設は5年以内とされております。マリーナの管理運営は専門知識を有する港長業務や指定管理に創意工夫などが必要なことから、設備投資や借り入れなどにおいて経営計画が立てやすい5年に変更しております。

○仲村未央委員 維持管理で5年以内ということが適切だという総務部の方針なのか、従来の3年が適切だとしてきたことが、むしろ5年のほうがよいと判断した理由を聞いているわけです。

○照屋寛志港湾課長 マリーナの業務は専門性の高い業務でございまして、人材の確保や設備投資などを踏まえると、できるだけ長い期間のほうが指定管理者のメリットが高いということを勘案しまして、5年としております。

○仲村未央委員 従来は短かったという総括をしていると理解して進めますが、県の管理に係る約3億円と、マリーナが自主財源で収益を上げる分の額は幾らになりますか。運営の総額に対して、今回の指定管理料はどれぐらいの割合を占めるのですか。

○照屋寛志港湾課長 平成28年度の施設使用料の収入は1億7400万円余りとなっております。平成28年度の指定管理料は6100万円余りとなっております、収入のほうが多い状況となっております。

○仲村未央委員 独自で全てを賄うことには到底いかないのでしょうか。

○照屋寛志港湾課長 指定管理料より収入のほうが多い状況でございまして、単純に管理するだけであれば収入で賄うことができます。ただし、初期投資を償還するために収入から償還に回している状況でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 今の答弁なのですが、初期投資は県が行ったものではないです

か。

○照屋寛志港湾課長 マリーナを整備するに当たり起債で財源を賄っておりまして、その償還に充てております。

○座波一委員 先ほど、事業者の売り上げで経費は賄えると言っていましたよね。ただ、初期投資分が賄えないから指定管理料が発生しているわけです。ということは、当初、県が整備したものを指定管理料に還元しているということですか。

○照屋寛志港湾課長 指定管理料は、年間にマリーナを管理する上で必要な経費一人件費や修繕などに必要な経費として指定管理者に支払っております。一方、収入はマリーナの係留料や駐車場収入などが入っているもので、先ほど申し上げたとおり、平成28年度で1億7400万円余り、指定管理料は6100万円余りとなっております。その差額については、これまでマリーナを整備するに当たって起債でつくってきておりますので、その償還分にも充てているということでございます。

○座波一委員 確認したいのですが、年間の運営管理費は売り上げで賄っているということは間違いはないのですね。

○照屋寛志港湾課長 そのとおりでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額等を改める必要があることから、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○喜屋武元秀道路管理課長 お手元に配付しております資料2の3により御説明いたします。

初めに、資料の構成を説明いたします。

1 ページは、提出議案の概要となっております。

2 ページから9 ページまでは新旧対照表、10ページから18ページまでは、道路法施行令の一部を改正する政令でございます。

それでは、資料1 ページをごらんください。議案の概要について御説明いたします。

4 点ございまして、1 点目は道路占用料の額等を改める、2 点目はこの条例は平成30年4月1日から施行する、3 点目はこの条例の施行に関し必要な経過措置を定める、4 点目はこの条例の施行に伴う参照条文の変更となっております。

改正案の内容については、中段の説明をごらんください。

まず、(1) 占用料の額について、国土交通大臣が定める所在区分に従い第1級地から第5級地までの占用料の額を設定しておりますが、今回の改正では、改正後の単価の例にありますように、第1級地から第3級地はおおむね増額の改定、第4級地及び第5級地は減額の改定となります。

次に、(2) 占用面積等の端数処理方法の精緻化ですが、現行の道路占用料の額の計算方法では、占用面積や長さについて、1平方メートルまたは1メートル未満の端数を切り上げているところ、0.01平方メートルまたは、0.01メートル単位で算定することといたします。

(3) 経過措置については、条例案施行日の平成30年4月1日までに、占用許可を受けている既存占用物件の施行日以後に係る占用料の額は、前年度の占用料の額の1.2倍を超えないこととしております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路管理課長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 少しわかりにくいので教えていただきたいのですが、例えば、道路上の電柱についても道路占用料を徴収できるということですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 占用料につきましては、電柱、電線、ガス管などの占用物件について、第1級地から第5級地までの所在地ごとに額が定められております。

○具志堅透委員 これは現行でも取っていましたか。電力会社から取るということですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 占用者から徴収することになります。電線であれば電力会社ということになります。

○具志堅透委員 電柱も電力会社になるわけですね。

○喜屋武元秀道路管理課長 電柱につきましては、電力柱と電話の柱がございまして、電力柱につきましては沖縄電力からということになります。電話はNTTからです。

○具志堅透委員 ちなみに、沖縄県では年間どのぐらい料金を徴収しているのですか。それから、市町村においても徴収しているのですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 道路占用料の決算額についてですが、平成27年度は1億3473万4000円です。市町村の占用料につきましては、それぞれの道路管理者が徴収しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の6ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、一の都市公園の設ける運動施設の敷地面積の規模における基準を定める必要があるほか、沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備したことに伴い、その利用料金の基準額を定める必要などがあることから、条例を改正するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の4により御説明いたします。

2ページをごらんください。

沖縄県都市公園条例は、都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置基準及び管理に関し必要な事項を定めたものであります。

2の改正の経緯及び必要性について説明いたします。

都市公園法施行令の一部が改正され、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合の上限は、100分の50を参酌して条例で定める割合とすることとされたことに伴い、条例で割合の上限を定める必要があります。

また、新たに整備した中城公園のキャンプ場に係る供用日、供用時間及び利用料金の基準額並びに沖縄県総合運動公園の蹴球場の会議室及びシャワーに係る利用料金の基準額を定める必要があります。

次に、改正案の概要について新旧対照表で説明いたします。右側が現行で、左側が改正案となっております。

6ページ上段をごらんください。目次中「第2条の4」を「第2条の5」に改めております。内容は、7ページ下段をごらんください。運動施設の敷地面積の基準として、第2章中「第2条の4」の次に「第2条の5」を追加し、「政

令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。」と新たに規定しております。これは、一の公園の敷地面積に占める運動施設の敷地面積の上限を定めたものであります。

次に、同じく7ページの第34条をごらんください。

第34条中「第5条の3」を「第5条の11」に改めております。これは、都市公園法において、公募対象公園施設に係る「第5条の2」から「第5条の9」の規定が追加されたことに伴い、条項ずれが生じたことによるものであります。

次に、7ページ及び8ページの別表第3をごらんください。

この表は、公園の有料施設を定めたものでありますが、新たに中城公園にキャンプ場を追加しております。

次に、10ページをごらんください。

この表は、別表第4の続きであり、有料施設の供用日及び供用時間を定めたものでありますが、新たに中城公園のキャンプ場を追加し、供用日を1月5日から12月27日まで、供用時間を午前9時から午後9時までと定めております。

次に、16ページをごらんください。

この表は、別表第6の続きであり、有料施設の利用料金の基準額を定めたものであります。新たに沖縄県総合運動公園蹴球場に第1会議室、第2会議室及びシャワーの利用料金の基準額を追加しております。

次に、26ページをごらんください。

同じく、中城公園のキャンプ場の利用料金の基準額を新たに追加しております。この追加に伴い、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げております。

次に、28ページをごらんください。

別表第6の（注）第10項中「オートキャンプ場」の次に「又はキャンプ場」を追加しております。

利用料金については、受益者負担の原則からサービスの提供に要する経費—コストを賄う料金を設定することが基本とされておりますが、今回、利用料金を設定する施設については、コストを賄うとなると、著しく高額となることから、県内の類似施設の料金を参考に設定しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 新設の施設の基準を定めると同時に、既設のものも何か基準の変更があるのですか。

○**古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長** 今回の改正におきまして、公園面積に対する運動施設の割合が50%—これまでは50%未満ということだったのですが、100分の50を参酌して条例で定める割合とすることになっておりまして、既設でも新設でも同様に適用されることになります。

○**仲村未央委員** 利用者にとっては今回の改定が負担増になるのか。利用する側への影響として、新設以外で何か変わることがありますか。

○**古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長** 今回の改正は新規の施設についての改正でございまして、既設については変更ございません。

○**仲村未央委員** 基準額の定義なのですが、実際に指定管理者が運営をしていく中で、条例で定める基準額がそのまま利用料になるのか、それとも、指定管理者の裁量や運営上の範疇を決めていることを基準額とおっしゃっているのか、そこはどういう扱いでしょうか。

○**古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長** 利用料金は、基準額のプラスマイナス30%の範囲で、指定管理者が設定できることになっております。

○**仲村未央委員** そうなると、指定管理者の指定に当たっては、指定管理者が利用料金を30%の範囲内でどのように取るかということについて、利用料金をより高く取る設定で事業運営計画を持っている指定管理者なのか、それとも、低く取る設定をしている指定管理者なのかということを含めて、選定に当たる皆さんの視点や点数のあり方は、利用者との関係でどのように見ていらっしゃるのですか。

○**古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長** 公募の段階では、利用料金をどのように設定するかについては審査の対象としておりません。選定を終えた後に、

協議によって利用料金を設定しております。これまでの実績からすると基準額で設定しているのが通常でございます。

○仲村未央委員 事業計画ベースで指定管理料に対してどのような範疇で予算を組むかということは、運営者の収益にも直接かかわってくるし、利用する県民側にも直接かかわってくることなので、指定管理者を選定するときの視点として利用料金をどのように取ろうとするのかというのは非常に関心の範疇だと思います。そこは選定の中で加点をしたり、好ましいという視点で指定管理者を選定するという事はないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 公募のときの事業計画書の中に、管理運営業務の収支計画及び積算根拠がございます。その中で確認しているところですが、この段階では基準額で算出しているものと思われま。

○仲村未央委員 同じことを繰り返しているような質疑になっているので一利用料金との関係というのは、収益で成り立つ以上、非常にナーバスな部分かと思って聞いているのです。そこは指定管理者の指定の中では特段注視していないというようなニュアンスで私は受け取っていますので、それは非常に意外な感じがします。指定管理者の指定に関する議案ではないので課題は置いて、質疑は終わりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 キャンプ場の利用時間が午前9時から午後9時までとなっているのですが、キャンプ場という性質上、午後9時まででいいのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 現在、午前9時から午後9時までとなっております。それは、まだシャワー室がないものですから、とりあえずシャワー室ができるまでは昼間の間ということで、午前9時から午後9時までという設定をしております。

○具志堅透委員 シャワー室ができる、できないは別として、キャンプ場というのは一これはオートキャンプ場ですか。それとも、通常のテントを張るキャンプ場ですか。通常、キャンプというのは1泊しますが、利用時間は午前9時

から午後9時までとなっているので、疑問に感じて確認しているのです。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園はオートキャンプ場で、車の乗り入れができる場所です。中城公園のキャンプ場については通常のキャンプ場でございます。県としましては、キャンプ場とシャワーが一体となって快適なレクリエーションを過ごしてもらえらると思っております、これからシャワー室を建設しますので、その時点では翌朝までの時間設定に変更していきたいと思っております。

○具志堅透委員 シャワーがあるなしにかかわらず、利用者には1泊したい人もいるだろうし、皆さんの親切心で、シャワーがあれば快適で実質的なキャンプ場が完成するということなのかもしれませんが、シャワー室ができるまでは午後9時までに帰ってほしいということになるのですか。暫定利用ということですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 おっしゃるとおり、暫定利用で、料金も午後9時までの料金設定としております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 キャンプ場を運営していく中で、子供たちに対する減免のあり方はどのように考えていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 減免につきましては、読み上げますが、学校教育法の規定による高等学校、中学校、小学校、もしくは幼稚園の生徒、児童もしくは園児、または児童福祉法の規定による児童福祉施設の児童が授業、または保育上の目的のため、教職員に引率されて都市公園を使用する場合は減免されます。

○上原正次委員 クラス単位で利用するときの料金は幾らですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 中城公園につきましては、現在、キャンプ場が6区画整備されております。1区画当たり1000円で、何名で使っても1000円ということになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 先ほどの基準額の話なのですが、皆さん方は事業計画書の提出の段階で、年次的な管理のあり方や、催し物などの企画的なものも含めてトータルして見ていると思いますが、利用料金をもとに管理をしてペイするという形になると、利用料金というのは非常に大きいですよね。これによって中身が違ってくるようになりますから、相対関係があるわけです。ここの部分をどう見て指定管理者を決めているのか。ここをきちんと見て決めていかないと、決めた後で一予算の問題については指定管理者に全て任せる形で選定しているのですか。私たちが見ていると、そうではないのではないかという感じがしますが、その部分をわかるように説明していただけますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 補足させていただきます。先ほど、30%の範囲があると申しました。公募のときに収支計画をもらっておりますが、その中では基準額に沿って提出されてきているものと考えております。その後、契約協定を結んだ後に再度、利用料金の調整をいたします。その中で大幅に変わる一例えば、上限30%の場合とか、その辺については当初の計画と違ってきますので、当然、県としては指導していきます。これまでの実績からすると、上下30%の枠を使っている契約はございません。我々としても応募のときの計画に沿っているのかどうかというのは、協定の締結の際にはしっかりチェックしていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 30%の意味が余り理解できていないのですが、通常は企画書を持ってきて、積算して出てきた料金を皆さんがこれであればきちんとした管理ができて、県民サービスもうまくいくということで指定するわけでしょう。この範囲の中できちんと運営されればいいのですが、30%の裁量権が与えられていることで、指定管理者側がそれを活用して上限まで利用料の設定ができるという話になると、そこは違うのではないかと。企画書どおりきちんとやってもらわないとだめだという裁量が働いていないとおかしいでしょう。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 公募の段階で示された料金につきましては、それでしっかりした管理ができるかどうかというのは協定の前に審査し、指定管理者が決まってきます。その後、正式に協定を結ぶときに、再度、

利用料金の調整をしますが、それは指定管理者が勝手に設定できるわけではなく、県の承認を得て定めることができるということになっております。

○宮城理土木建築部長 少し言葉足らずの部分があったかと思いますが、指定管理者を選定する際には、管理運営業務収支計画及び積算根拠を求めています。当然ながら、その中にどれぐらいの人が来て、単価を幾らにして、それが収支としてバランスがとれているかどうかというのを我々としては見ていくわけですから、これをベースに考えて一プロセスとして、その後実際の利用料金が決まるということはあると思いますが、当然ながら、事業計画で提案されているもので我々は選定するわけですから、これは一義的に拘束されるものだと考えております。また、30%の幅というのは、その後の何らかの変化、例えば入場者が大きく落ち込んだなどという場合に改正する余地があると。それは当然ながら指定管理者側から申し出があって、我々は中身を精査して、その内容に対して協議をしていくことになるかと思っております。現状は管理運営業務の収支計画の中では、恐らく基準額で出してくるところがほとんどでしょうし、それはそれでしっかり我々もチェックしていくことになると思っております。

○翁長政俊委員 部長の説明で理解はしますが、いずれにせよ積算根拠をもとにした形での契約でないと、ダブル基準という形になります。そこがベースになって、微調整はあったとしても、そこが基本だということはきちんと踏まえて指定管理者側と契約をしていかないと、契約した後に金額をいじっていくという話になると、これは契約ではないです。そこは注意しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 条例の料金こそが県民が利用する料金なのですよ。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 これが基準額ということになります。

○座波一委員 基準額というか、県民向けの料金ですよ。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 条例で定めている料金は、あくまでも基準額でございまして、先ほどから説明しているように指定管理者の裁量

により知事の承認をもって変更されることもあるということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 ほかの指定管理者についても30%という範囲は同じですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 都市公園につきましては同じです。

○照屋寛志港湾課長 宜野湾港マリーナにおきましては、プラスマイナス30%の幅は設けておりません。収入が管理料より非常に多いものですから、県で収入して、それを償還に持っていったほうが有利だという理解で使用料金制をとっております。

○赤嶺昇委員 物によっては30%の範囲よりも大きくなったりするのですか。全体的な基準はないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 指定管理者の裁量について議論がありますが、裁量ではなく、県の承認を得てということであり、指定管理者が自由に変更できるものではございません。今の30%につきましても、先ほど部長の説明もありましたように、契約後、何らかの状況の変化があつて、利用料金で対応する必要がある場合にはそういうことも可能であるという規定がございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きます、資料1の7ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、県公営住宅入居者である認知症患者等の収入の申告義務を緩和する等の必要があることから、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○幸喜敦住宅課長 お手元に配付しております資料2の5により御説明いたします。

1 ページをお開きください。

項目の1は条例改正の目的です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、条例を一部改正するものであります。改正の主な内容は、県公営住宅入居者である認知症患者等の収入の申告義務を緩和するもので、その対象は、法令の規定により認知症患者のほか、精神障害者、知的障害者、これらに準ずる者となっています。

続きます、2の条例改正案の概要につきましては、3のフロー図で御説明します。

公営住宅におきましては、入居者の毎年度の収入申告をもとに家賃を決定しております。

現行では、収入申告がない場合には、近傍同種の住宅の家賃となりますが、改正案では認知症患者等で収入申告が困難と認められる場合には、県が官公署の書類閲覧により把握した収入状況に応じて家賃決定が可能となっています。これにより、家賃負担額の増加が回避され、入居者の保護に資することとなります。

その他、所要の改正としましては、促音表記や条ずれ等に伴う字句修正となっています。

4の施行期日につきましては、公布の日から施行する予定としています。

次に、新旧対照表の5ページをごらんください。右側が現行で、左側が改正案となっています。

第16条中に第4項を新設し、認知症患者等への収入申告義務緩和を規定しています。

最後に、13ページに公営住宅法の改正概要をつけております。

今回、改正法の内容に沿って条例を改正するものでありますので、ここでは説明を割愛させていただきます。後ほどごらんください。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 公営住宅法の一部改正に伴い認知症患者の申告義務を緩和するという説明がありましたが、このことによって家賃負担が軽減されるということですが、収入申告がないと、現在は近傍同種の住宅の家賃にしているということですが、県が官公署の書類を閲覧してどのような形で収入を確定するのか。そのことによって、なぜ家賃が安くなるのですか。

○幸喜敦住宅課長 家賃の決定は、入居者からの申告をもとに決定するものです。今回の改正で、そういうことが可能でない認知症患者の方々については、それをなしに決定できるようになります。要するに、我々が書類を閲覧した上で、それを根拠に家賃を設定できるということです。申告がなければ自動的に近傍同種の家賃になるのですが、そういうことなしに軽減ができるという改定の内容となっております。

○崎山嗣幸委員 官公署の書類閲覧というと、申告ができない状況で、仮に不動産収入などがあった場合、申告ができないということなのか—書類は閲覧しないが、出されないものについては収入がないものとみなすということでしょうか。私が聞いているのは、その人の財産などは申告されていないので、皆さんが職権で財産があるかないか調べるということですか。収入の申告がない場合は、収入がないものとみなすということですか。

○幸喜敦住宅課長 もし入居者からの収入申告がなければ、近傍同種に移行すると。ただ、官公署の書類の閲覧は可能です。しかし、それをもって家賃の設

定をすることができないという法律のつくりになっておりますので、ジレンマがあります。今回の改正により認知症患者等の方については、官公署の書類の閲覧により家賃を決定できることとなります。

○**崎山嗣幸委員** 現在は、収入申告がない場合は近傍同種の家賃としているということですね。新たな法律においては、官公署の書類閲覧により収入状況に応じて家賃決定が可能となるということですが、皆さんは申告がない場合については収入がないものとみなすというものですから、これと矛盾していないかと聞いているわけです。

○**幸喜敦住宅課長** 収入申告がないということで、近傍同種の家賃を課するというのが現行となっております。今回は、認知症患者等の方に限って、職権で書類を閲覧した上で収入に応じて我々が家賃を決定できるということになっております。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんが職権で収入を確認して家賃を確定するというのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 申告がない場合は収入が確定できませんので、仮に閲覧できたとしても近傍同種の家賃になるということです。

○**崎山嗣幸委員** 収入はどのような形で確定するのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 現行は、収入申告が未申告であると近傍同種の家賃になります。改正後は、収入申告がなく、認知症患者等と認定されれば、その後に関係情報の閲覧を請求し、それを確認して収入状況に応じて我々が家賃を決定することができるということです。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんが職権で収入を確認して家賃を決定したら家賃が安くなると言っているのです、そうかと聞いているのです。皆さんはどのように収入を確認するのですか。職権で税務署で確認するのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 収入申告をもとに、我々が収入に応じて相応の家賃を決定するということです。

○**崎山嗣幸委員** 収入申告できないときに職権で確認すると言っているのですが、どう調べるのかと聞いているのです。

○**幸喜敦住宅課長** 認知症患者等から収入申告がない場合は、市町村役場等の官公庁の書類を確認した上で家賃を決定することになります。

○**崎山嗣幸委員** いろいろな人がいると思いますが、この場合、家賃が安くなることは明確ですか。市町村で推定課税しますよね。それをもとにやるのでしよう。

○**幸喜敦住宅課長** 確認できた収入に応じた家賃設定となります。

○**崎山嗣幸委員** 家賃が安くなることは明確かと聞いているのです。最初は、収入申告ができないものについては収入がないものとしてみなすのかと思ったのです。この法律は、職権で収入を確認するということでしょうか。申告がないときには、市町村や税務署で推定課税するところもあるし、いろいろ調べるところもあって、それをもとにすると高くなる人もいないのではないかと聞いているのです。

○**宮城理土木建築部長** 一部、説明で誤解を招いたかもしれませんが、負担軽減や家賃が安くなるということではなく、家賃負担額の増加が回避されると。要は応能応益なので、近傍同種の家賃として応能応益の家賃よりも高く設定されることが回避されるということで御理解いただきたいと思います。

○**崎山嗣幸委員** 負担額がふえることが回避されるということで理解していいですか。

○**宮城理土木建築部長** 家賃負担額の増加が回避されるということです。

○**崎山嗣幸委員** 公営住宅法が改正されたということですが、税法とは関係ないのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 公営住宅法で規定されている算定となっております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 今までの収入申告がない方の中にも、同じような方がいらっしやったのではないかと思います。つまり、従来、未申告者はいて、それが単なる怠慢的なものなのか、申告をすることができないのか—まさに今回テーマになっている認知症患者等の方々は、今まで単純に近傍同種の家賃設定で、未申告者という扱いで一くくりにされていたのか。それとも、おひとり住まいで、その可能性があると思われた場合には、それを回避するような仕組みが従来からあったのか。それは全くなくて、未申告者は全員、近傍同種の家賃応能だという理解で処理をされてきたのか。そこはどのようなのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 収入申告がない世帯については、7月の収入申告の締め切り後、8月に1回、それから、12月から1月に2回の催促等を行った上で把握に努めています。それでも申告がなく、そういう可能性がある方を調査したところ、5件ほど上がってきたのですが、それには該当しないということになっております。

○**仲村未央委員** もともと認知症等であれば、催促を何回かけようが、それも含めて理解に至らないということなのです。ですから、単純に何回催促したから締め切るということではなくて、徴収に当たる段階で申告をすることが難しい方だと理解した場合には、例えば、福祉事務所などにつなぐ仕組みが従来からあって、それは回避されていたのか。何らかの措置なり別の条項で、減免の対象だということで単純な応能負担からは外されていたのか。それとも、そういう事例はなく、申告しない方はみんな怠慢だと。それは能力の問題ではなかったということが現場の実態なのか。そうであれば、こういう改正が上がってくるのかと。逆に、これが課題になっているから全国的な改正になってきているのではないかと理解するのですが、これまで現場ではどういう処置をしていたのですか。

○**幸喜敦住宅課長** 本県の場合は、御家族や連帯保証人、福祉事務所とつないで実際はできていたものと理解しております。また、この法律が改正されたのは、高齢化が進む状況からそういう事態も発生してきていることがきっかけだと理解しております。

○**仲村未央委員** まさにそのとおりだと思いますので、これまでもやっている

と理解したいところですが、今回の改正に応じて、より一層そういった意味でのきめ細やかな対応につながることを期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第12号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の8ページをごらんください。

乙第12号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成28年第4回沖縄県議会乙第14号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添市の市道国際センター線都市モノレール建設工事(鋼軌道桁H28-1)の契約金額6億3990万円を2295万5400円増額し、6億6285万5400円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部における166メートルの鋼軌道桁を施工する工事でございます。

変更内容は、道路切り回し計画の変更に伴う安全誘導施設の追加や足場の変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の6により御説明いたします。

今回の変更は、道路切り回し計画の変更に伴う安全誘導施設の追加や足場の変更等により増額するものでございます。

1ページをごらんください。

上段の左側には完成予想図、右側の図は鋼軌道桁の側面図、中段の図は標準断面図と平面図、下段左側には事業概要、下段右側には整備工程を示しております。

また、計画平面図において、対象の工事箇所を赤色で示しております。なお、工事の進捗につきましては、現在、鋼軌道桁の架設が完了し桁の溶接を行っているところです。

2ページをごらんください。

今回の変更は、架設計画の変更に伴う道路切り回し計画の変更となっており、下図の赤い破線を表示しております。道路切り回し計画の変更に伴い、安全誘導施設の追加や足場の変更等により増額となっており、請負代金の増額は2295万5400円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の9ページをごらんください。

乙第13号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明いたします。

本議案は、平成29年第5回沖縄県議会乙第8号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）の契約金額92億3929万2000円を1億7010万円増額し、94億939万2000円に変更するものでございます。

変更内容は、造成工事における数量精算、建築工事における仮設構台の数量精算及び鉄骨部材の変更等により増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚施設建築課長 お手元に配付しております資料2の7により御説明いたします。

今回の変更は、造成工事における数量精算、建築工事における仮設構台の数量精算及び鉄骨部材の変更等に伴い増額するものであります。

1ページをごらんください。

航空機整備基地の建設地の位置は、那覇空港内の那覇市字大嶺地内であり、敷地面積は2万9396平方メートルであります。

建物の概要としましては、延べ面積が1万7858平方メートル、鉄骨造3階建て、主な施設用途は大型機格納庫と小型機格納庫であります。

中段には平面図、下段には断面図を表示しております。

2ページをごらんください。

今回の変更内容の1つ目は、発生土の場外処分として、変更前に計画していた処分場だけでは発生土の受け入れが困難となったことから、他の地域の処分場に分割したことによる精算変更であります。

2つ目は、屋根架構（トラス）仮設構台の転用計画の見直しに伴う数量精算として、当初の転用計画では、屋根架構の部材に変位・損傷等が発生する可能性があったことから、2列ごとに転用とする計画に見直し、仮設構台の数量を精算するものであります。

3つ目は、鉄骨部材の変更として、設置する天井走行クレーンのメーカー決定に伴うクレーンレールの部材断面の検討結果から、鉄骨部材のサイズなどを変更するものであります。

3ページをごらんください。提出議案の概要となっております。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額は1億7010万円となっております。

す。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び施設建築課長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 今回の変更は、追加ではなく設計変更という説明なのですが、設計からの変更となると、当初のもくろみに変更になったという部分が出てくると思います。そうすると、設計側からどのような説明があったのですか。設計料も発生しますか。

○佐久川尚施設建築課長 設計料につきましては、特に変更はございません。工事費だけの変更になっております。

○座波一委員 設計料ではなく、工事費の追加という形になっているわけですね。

○佐久川尚施設建築課長 工事費の数量の精算ということになります。

○座波一委員 そうであれば追加変更工事ではないかと思ったのですが、設計変更とあったものですから、表現が変わったのはなぜですか。

○佐久川尚施設建築課長 もともとあった工種でありまして、現場の状況に応じて数量が変更になったということなので、新たな追加というよりも、もともとあった数量の増ということになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 鉄骨部材の変更のところで、発注後に天井走行クレーンメー

カーが決定とありますが、どういう意味ですか。当初設計の段階ではメーカーの決定ができないので、当然、受注した後にメーカーを決定すると思うのですが、大抵こういう場合には、図面に入れたメーカーを入れて同等品以上とするのですが、その辺はどうなっていますか。

○佐久川尚施設建築課長 委員御指摘のとおり、当初からメーカーを決めることはできませんので、性能仕様ということで、こういう仕様のもを入れてほしいということで仕様書にはうたっています。その後、現場で業者においてメーカーを決定していただいて、メーカーに応じた詳細な検討を行うことになっております。検討を行った結果、H鋼のサイズがそのメーカーのものでは合わないということがあり、それを変更で修正するということになっております。

○糸洲朝則委員 メーカーによって能力も重量も違うので、そこに見合ったものと。これは想定内の部材変更ということですか。

○佐久川尚施設建築課長 資料の2ページの下に参考図がございまして、クレーンレールというもので天井走行クレーンを持ち上げることになるのですが、決まったメーカーですと、H鋼のフランジの部材にもう少し厚みがなければもたないということがわかったものですから、部材の取りかえのための変更ということになっております。

○糸洲朝則委員 最後に、進捗状況をわかりやすく一例えば、鉄骨が建ち上がっているとか、そういう感じで説明してください。

○佐久川尚施設建築課長 今回、お諮りしている格納庫建築工事については、10月末時点の出来高で39.2%となっております。今年度末の予定の出来高としては52%となっております。工事の進捗としては順調だと考えております。

○糸洲朝則委員 今、鉄骨は建ち上がっているのですか。

○佐久川尚施設建築課長 柱はほとんど完了しておりまして、屋根の部分が6割方完了しているという状況になっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の10ページをごらんください。

乙第23号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、県営奥武山公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

県営奥武山公園の管理は沖縄県都市公園条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、株式会社トラステックを選定しております。

また、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする予定でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の8により御説明いたします。

3ページをごらんください。

対象施設は、奥武山公園でございます。

奥武山公園については、文化観光スポーツ部が所管する奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容による評価を行い、指定管理者の候補者として選定していただきました。

募集から指定管理者の決定までについて御説明いたします。

指定管理者については、9月に募集、説明会を行い、11月の委員会において、候補者を選定の上、指定管理者候補者の選定結果等を公表しております。

次に、選定方法について御説明いたします。委員会の構成については、奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会設置要綱により4委員となっておりますが、1名の委員が所用により欠席しております。

審査の経過については、平成29年8月23日に第1回委員会を開催し、選定基準、募集要綱等を委員に審査していただきました。次に、平成29年11月8日に

第2回委員会を開催し、申請団体の審査ヒアリング及び候補者を選定していただきました。

選定基準は、以下表のとおりでございます。

4ページをごらんください。選定結果について御説明いたします。申請団体は株式会社トラステック、学校法人KBC学園及び奥武山・文化スポーツ推進共同企業体の3団体となっております。

評価点数及び指定管理者の候補者については、委員会の審査の結果、株式会社トラステックが得点252点、順位点15点、A団体が得点196点、順位点7点、B団体が得点162点、順位点5点であり、指定管理者の候補者として株式会社トラステックを選定させていただきました。

次に、指定管理者の概要について、株式会社トラステックの主な業務、実績等を記載しております。

次に、選定理由について御説明いたします。

委員会において、事業計画等の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施した結果、選定基準4の効用の発揮では他応募者と同評価であったものの、その他の評価項目ではまさっており、最も適切に奥武山公園の管理を行うことができる団体と評価されたことから、株式会社トラステックを指定管理者候補として選定いたしました。

次に、5ページをごらんください。指定管理期間については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

指定管理料については、上限額5009万2000円のところ、提案額は年間5000万円で、3年間では1億5000万円となります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回の指定管理の範囲なのですが、運動施設等の指定管理と全体の公園の管理の区分はどうなっていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 奥武山公園につきましては、公園全体の管理は土木建築部が行っております。その中で、運動場については文化観光スポーツ部が管理をしているところです。施設としましては、文化観光スポーツ部が奥武山陸上競技場、補助競技場、テニス場、プール、武道館、弓道場を管理しております。

○座喜味一幸委員 株式会社トラステックのこれまでの実績はどうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 実績としましては、奥武山総合運動場、奥武山公園及び沖縄県総合運動公園を平成21年からこれまで管理しております。市町村では、豊見城市民体育館を平成27年から、与那原町観光交流施設を平成28年から管理しているということです。

○座喜味一幸委員 今はそれぞれの部で管理しているのですが、運動施設から公園までを一元管理したほうが経費などの低減化につながると思うのです。その辺の横の連携はとれない仕組みになっているのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 奥武山公園につきましては、効果的、効率的、さらに緊急時の対応などを考えて、文化観光スポーツ部でこれまで一元的に管理しているところでございます。

○座喜味一幸委員 ほかの施設も全て株式会社トラステックが指定管理をしているという理解でいいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県管理の公園が9つありまして、株式会社トラステックが指定管理しているのは奥武山公園と沖縄県総合運動公園の2公園でございます。

○座喜味一幸委員 それを横断的に一元管理したほうがいいのではないかとこの議論はないですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県公園の9公園を一元管理したらどうかということだと思いますが、公平・公正の観点、受注機会の均等なども含めて、公園ごとに募集をかけているところでございます。

○座喜味一幸委員 J1サッカー場の話が浮上しているのですが、その連携、調整はどこまで進んでいるのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 奥武山公園のJ1リーグ対応については、文化観光スポーツ部で、ことし8月に基本計画をまとめたところであり、土木建築部としても、その検討委員会に参加しているところでございます。

○座喜味一幸委員 大事なのは、せっかく複合的な拠点になっている奥武山運動公園の相当規模をJ1サッカー場として進めるとすると、その代替機能を含めて、トータルとしての計画をしっかりと整理しておかないといけないと思っています。土木建築部サイドとして、この辺の話をどう理解し、代替機能の計画に対してどういう方向で進めるかということが大きな関心事になってきますが、その辺はどうなのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 J1スタジアムは、現在の奥武山陸上競技場に計画されております。J1スタジアムが設置されると陸上競技場はなくなることとなります。沖縄市の沖縄県総合運動公園に陸上競技場がございますが、那覇市には陸上競技場がなくなるものですから、那覇市が周辺自治体と協力、連携していくと聞いております。

○座喜味一幸委員 那覇市、それから、地域に大分役に立っていた奥武山公園のありようが大きく変わるので、その辺はしっかりとこれから詰めていかないといけないと思います。その辺の対応をよろしくお願いして終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 今回、指定管理料の提案額が5000万円で、現行額から100万円は上がると理解していいのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 これまでの3年間で4900万円で、今後の3年間で5000万円ということなのですが、施設の老朽化に伴い補修、維持費がかかるということで100万円のアップとなっております。

○座波一委員 上限額というのは何ですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県で設定した金額で、5000万円を超えてはいけないという契約の上限額です。公募をかけるときに、この金額でできる維持管理、運営を計画書で出してくださいということにしておりまして、5000万円を超えることはございません。

○座波一委員 公募したときの上限額ということですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 はい。

○座波一委員 指定管理している業者の収支はどうなっていますか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 収支の内訳ですが、5000万円というのは県が指定管理料としてお支払いするものです。それ以外に、例えば、自動販売機の収入やいろいろなイベントでの収入など、企業の自主事業の収入と県からの指定管理料を合わせた額で管理を行っているところです。

○座波一委員 指定管理料とは別に自主事業としての収支はどうなっているのかという質疑です。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 奥武山公園の場合は、収入の合計が5312万円、支出が5311万5000円で、ほぼ同じ額となっております。

○座波一委員 それでは、自主事業として収支は成り立っていると解釈していいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 県から指定管理料を5000万円支払っています。支出として、奥武山公園を管理するためには約5300万円必要となっております。その5000万円からオーバーした300万円を自主事業で充てているという計算でございます。

○座波一委員 ですから、自主事業では成り立っていないわけですね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 指定管理料で成り立っているということで、本質的には宜野湾港マリーナとは違いますよね。指定管理が各種ありますが、自主運営で成り立っているところと、全く成り立っていないところがあるわけですよね。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 公園事業については、自主事業だけで成り立っている公園はございません。

○座波一委員 公園ではないかもしれませんが、宜野湾港マリーナはどうですか。

○新垣健一土木企画統括監 公の施設を利用した場合は、使用料を徴収することができることになっています。使用料というのは、県の収入になりますので、県民に広く周知するために条例で金額を規定しないといけません。ですから、議会の皆様に諮ることになっています。一方、利用料金制度は、県の収入ではなく指定管理などの管理者側の収入とすることができるという規定になっています。それも使用料と同じような種類なので、条例で基準額を定めまして、県民に広く周知することになります。奥武山公園につきましては一般会計で整備した事業でございまして、利用料金制を採用しています。利用料金制は指定管理者の収入になりますので、その収入に指定管理料を足して維持管理をしてもらうことになります。それにプラスして指定管理者独自の自主事業を企画、運営することができますので、それを合わせて全体を運営していく形になります。一方、宜野湾港マリーナは特別会計で整備しております。特別会計なので、収入と支出のバランスを特別会計の中でとらないといけない仕組みになっています。宜野湾港マリーナにつきましては、ポンツーンなどのいろいろな整備の中で起債一借金をしてつくっていますので、この借金の返済がかなりあります。ですから、利用料金制をとって指定管理者の収入にしますと県の借金の返済ができないので、使用料金制にして、一旦、県の歳入に入れて管理に必要な指定管理料は県から出すというやり方をしておりますので、両方ではお金の出入りも含めて若干違いがあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 奥武山公園の指定管理料を含めて、収支のバランスが一般会計に出ていると思いますが、利用料という形で徴収しているわけでしょう。このバランスはどうなっているのですか。指定管理料として5000万円払っていますが、その中身をわかるように説明してください。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 奥武山公園の収入としましては、5312万円ございます。その内訳として、指定管理料で5000万円、施設の利用料金として218万円、自動販売機の収入が80万円、自主事業の収入が12万円、その他収入が2万円となっております。支出につきましては、人件費や需用費、役務費、委託料を含めて5311万5000円ということで、収支はとんとんということになっております。

○翁長政俊委員 公園の利用料というのは、トータルで約200万円ぐらいしかないのですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 そうです。これは土木建築部が管理している部分であり、奥武山公園の主な運動施設は文化観光スポーツ部で管理しております。そちらの収入はもっと多いです。

○翁長政俊委員 奥武山公園全体の利用料があつて、民間も使っているだろうし、民間のイベントも行われていることを考えると、一般会計だろうが何だろうが全体の利用料として県にどれぐらい入ってきているのかを見たいわけです。ですから、こういう質疑をしているのですが、土木建築部に係る部分のみしかわからないということであれば、いいです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きますして、資料1の11ページをごらんください。

乙第24号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、県営中城公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

県営中城公園の管理は沖縄県都市公園条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄県緑化種苗協同組合を選定しております。

また、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする予定でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の9により御説明いたします。

3ページをごらんください。

対象施設は、中城公園でございます。

募集から指定管理者の決定までについて御説明いたします。

指定管理者については、9月に募集、説明会を行い、11月の委員会において、候補者を選定の上、指定管理者候補者の選定結果等を公表しております。

次に、選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容による評価を行い、最も評価が高い団体を指定管理者の候補者として選定していただきました。

委員会の構成については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会設置要綱により8委員となっておりますが、3名の委員が所用等により欠席しております。

選定基準は、適格性の健全性と安全性、効率性、効果性、収益性、妥当性の6項目について、0点から4点までの5段階で評価することとしました。

次に、選定結果について御説明いたします。

申請団体は沖縄県緑化種苗協同組合、A団体の2団体となっております。

4ページをごらんください。

評価点数及び指定管理者の候補者については、委員会の審査の結果、沖縄県緑化種苗協同組合が得点113.5点、A団体が得点79.5点であり、指定管理者の候補者として沖縄県緑化種苗協同組合を選定させていただきました。

指定管理者の概要については、沖縄県緑化種苗協同組合の主な業務、実績等を記載しております。

次に、候補者の選定理由について、御説明いたします。

委員会において、事業計画等の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施した結果、全ての評価項目でまさっており、最も適切に中城公園の管理を行うことができる団体と評価されたことから、沖縄県緑化種苗協同組合を指定管理者候補として選定いたしました。

指定管理期間については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

指定管理料については、上限額2526万円のところ、提案額は年間2500万円で、3年間では7500万円となります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び参事兼都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 続きまして、資料1の12ページをごらんください。

乙第25号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、宜野湾港マリーナの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

宜野湾港マリーナの管理は沖縄県港湾管理条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体を選定しております。

また、指定管理期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする予

定でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志港湾課長 お手元に配付しております資料2の10により御説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 の対象施設は、宜野湾港マリーナであります。

2 の施設概要について、管理面積はマリーナ施設と緑地を合わせた11.8ヘクタールであり、中央に新管理棟、浮棧橋を備えた海上係留施設、左側に陸置施設、船舶上下架施設である15トン・35トンクレーンなどとなっております。

次に、2 ページをお開きください。

3 の選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、審査基準に基づく書類審査、提案概要説明、質疑応答などの結果を加えた総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理候補者として選定することとしております。

(3) の審査基準については、基準ごとの配点について同運用委員会において宜野湾港マリーナ指定管理者の候補者選定に係る審査基準として、決定されました。

審査基準3の施設の管理を安定して行うための能力を最重点項目として50点の配点とし、審査基準2の施設の効用の最大限の発揮と効率的な管理運営を重点項目として40点の配点としており、委員1人当たり合計115点としております。

次に、4の選定結果について御説明いたします。

(1) の申請団体は、美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体の1団体であります。

(2) の評価点数について、審査基準1から4の各点数は委員5名の合計であり、同企業体は575点満点中523点となっております。

次に、5の指定管理候補者及び6の選定理由について御説明いたします。

申請書、事業計画書等について審査した結果、施設の管理を安定して行える十分な内容であり、適切に宜野湾港マリーナの管理を行うことができると認められたため、同企業体が候補者として選定されております。

なお、これまでの指定管理者の指定状況は、下に記載したとおりです。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 結局、申請団体は1団体ということですか。

○照屋寛志港湾課長 申請団体は1団体でございました。

○仲村未央委員 先ほどの関連の議案の中でも、収益性が高いと言われながら実際には応募が1団体しかないということについては、管理能力を持つような企業が、そのために設置をする団体でしかあり得ないという管理の内容にならざるを得ないのでしょうか。

○照屋寛志港湾課長 先ほども説明しましたとおり、マリーナの管理というのは非常に専門性の高い部分がございます。それから、資格を持っている技術者の配置も必要になります。そういったことで申請する団体が1団体だったと理解しております。

○仲村未央委員 そうなると、施設管理の主体のなり手というのは、そこでの人材育成や運営を通じてのみでしか応募できないということになってくるので、そもそも指定管理者の指定の応募になじむのかということも含めて、委託と何が違うのかということも、この件に限らず散見される感じもします。関連して、先ほど県の投資に対して償還が生じているということがありましたが、あと幾らぐらい額が残っているのか、それは何年かけて償還していくのか、お尋ねいたします。

○照屋寛志港湾課長 宜野湾港マリーナの特別会計の借入総額が約70億1942万円ございます。償還済額が43億6665万円で、残額が26億5277万円ございまして、償還としては平成42年を目標にしております。

○仲村未央委員 設備投資に係る償還も含めて、指定管理者の負担は一切発生

せず、県がそれをつくり、返していくという仕組みで成り立つということですか。

○照屋寛志港湾課長 初期投資の償還については、収入をもって全て県で償還していくということでございます。

○仲村未央委員 軽微な投資については、指定管理者が負う部分もあるのでしょうか。

○照屋寛志港湾課長 経年劣化等によって、一部、軽微な修繕等については指定管理者が負担することになっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時24分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第45号の4外23件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が20件、新規が4件、合計24件となっております。

まず、継続審査につきまして、処理概要の変更が3件ございますので、御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

1ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の4、沖縄県離島振興協議会からの平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

5ページをごらんください。

記の20、「夜間照明について北大東空港は、工事が完了し供用開始に向けた手続を進めているところであります。」から、「平成29年11月に供用開始を行ったところであります。」に変更しております。

続きまして、22ページをごらんください。

陳情第46号の4、同じく沖縄県離島振興協議会からの平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

同じ22ページの下段、記の3、「平成29年度からの事業化について調整を行っているところです。」から、「平成29年度から事業化しております。」に変更しております。

続きまして、27ページをごらんください。

陳情第64号、南城市長からの南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目の後半、「国、南城市と検討会を組織し」から、「国、南城市及び南風原町と検討協議会を組織し」に変更しております。

また、3段落目、「平成29年11月29日に開催した、第2回検討協議会において直結ランプ案で合意したところであり、県では、引き続き関係機関の協力を得ながら、調整を進め、事業化に取り組んでいきたいと考えております。」を追加しております。

以上が、変更部分の説明でございます。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明いたします。

なお、過去に御審査いただいた陳情と同一内容の陳情については、処理概要も同一でございますので、説明は省略させていただきます。

37ページをごらんください。

陳情第126号の3、伊江村長からの伊江村の振興発展に関する陳情につきま

しては、陳情第46号の4、記の3と同じ処理概要になります。

続きまして、38ページをごらんください。

陳情第132号、宮古島市長からの下地島空港に関する陳情につきまして、御説明いたします。

39ページをごらんください。

記の1は、陳情平成28年89号の4と同じ処理概要になります。

記の2、下地島空港の維持管理については、独立採算制で行うことが、昭和54年3月の県議会において附帯決議され、受益者負担を基本に操縦訓練使用料が定められております。

しかしながら、現在は、管理費を一般会計から下地島空港特別会計に繰り入れていることから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。

実機訓練への支援のあり方については、宮古島市と連携し、検討していきたいと考えております。

続きまして、40ページをごらんください。

陳情第145号、白保リゾートホテル問題連絡協議会からの石垣市字白保兼久原における開発行為（仮称）石垣島白保ホテルプロジェクトに対する是正指導及び開発許可申請の不許可を求める陳情について御説明いたします。

41ページをごらんください。

当該陳情に係る都市計画法に基づく開発許可申請については、同法第33条に規定する開発許可の基準に適合し、かつ、その申請の手続が適法であるか、現在、慎重に審査を行っているところであります。

開発許可権者としましては、当該陳情に係る懸念事項に留意し、適正な土地利用の実現に向けて、公平・公正な開発許可制度の運用に努めてまいります。

最後、42ページをごらんください。

陳情第151号、農連市場の違法再開発と完全崩壊したのうれんプラザの現場に関する陳情につきまして、御説明いたします。

のうれんプラザは、施行者である那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合一整備組合が農連市場地区防災街区整備事業により施工したものであります。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第144条において、防災街区整備事業組合の組合員となるのは、地区内の宅地の所有者及び借地権者とされております。県としては、農連中央市場事業協同組合員個人は借家権者に該当し、整備組合の組合員とはならないと認識しております。

また、旧農連市場において農連中央市場事業協同組合が有していた建物等の権利は、のうれんプラザ内に適切に変換されていることから、旧農連市場の除

却工事は適法に処理されたものと理解しております。

陳情案件についての説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 陳情第64号南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに関する陳情について、検討協議会で直結ランプ案で合意したということで大変喜ばしく思っていますが、南風原町側から別案が出たと聞いております。合意したもののとおりでいくのか、あるいは南風原町案を検討するのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 南風原町からは、南風原町側からも直接乗り入れさせてほしいという提案がございました。ただ、今回は南部東道路からの直接乗り入れということもございまして、結果的に検討協議会の中で南城市側からの直結ランプ案一両側とも直結になったフルランプ案となっております。ただ、南風原町側としましては、南風原南インターチェンジ交差点、南風原北インターチェンジ交差点が渋滞しているということもございまして、何とかならないかという要望でございました。これにつきましては、今後、国と県、南風原町も一緒になって渋滞対策には取り組んでいきたいと考えております。結論としましては、フルランプ案で合意したということになっております。

○座波一委員 このフルランプ案が南城市の案だと思います。南風原町案については、既に南風原町には北と南のインターチェンジがありますし、フルランプ案にしてもかなりの渋滞解消効果があると思っていますので、別案が出てくることによって事業が停滞することがないようにお願いしたいと思っています。それと同時に、ここまで決まったからには一進捗が一番懸念されますので、平成30年代前半の完成という議会での答弁もありましたが、体制の強化も含めてどのように見直していきますか。

○宮城理土木建築部長 予算自体を今後どういう形で確保できるかということが一つございます。体制としましては、当然ながら予算に応じてしっかり執行できる体制は部内で確保していきたいと考えております。

○座波一委員 御存じのとおり、南城市は那覇広域都市計画において長年抑制された地域でしたが、合併によって単独の都市計画を勝ち取って動きが出てきて有効利用したという流れです。南部東道路というのは核となる事業なので、おくれた分、もっとスピードを上げて取り組んでほしいというのがさらなる願いです。予算については、県事業あるいは国直轄案も出ているということなのですが、国直轄案にすることによって、逆に言うと予算の確保もしやすい。それと同時に、そうであれば体制強化もしなければいけないだろうと思っておりますが、県としては国直轄案を要請するのでしょうか。

○宮城理土木建築部長 国が直轄で行う場合の事業主体といたしますか、県が予算を確保して国に委託という形でお願いするのか、あるいは、国自体にその部分をやっていただけるものなのかという調整は今後行われるものと考えています。いずれにしても、引き続き予算の確保にしっかり取り組んで、確保した予算については適切に執行していきたいと考えております。

○座波一委員 国委託案か、国直轄案かということですね。これは実際に検討に入っていると考えていいですか。

○宮城理土木建築部長 これは今後のことだと考えています。引き続き、調整はさせていただきたいと思えます。

○座波一委員 高規格道路整備事業は全国の中でも予算の取り合いのようなところがありますので、国委託でもいいのですが、もし直轄でとれるのであれば、ぜひその線で進めていって事業のスピードアップを図ってほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

陳情第83号仲間交差点の改良を求める陳情ですが、ここも南城市で一番渋滞する交差点となりつつあります。そこは県道が交差するところで一要するに、県道の拡張整備要請の論もあるのですが、交差点に右折帯を設けるなど、交差点改良に絞ってはどうか。

○玉城佳卓道路街路課長 渋滞対策は、道路敷内の県有地で急ぎ短期的に行うところを優先して行っているところです。渋滞対策の予算がかなり少ない状況となっておりまして、仲間交差点に右折帯を設けるためには用地買収、物件補償にかなりの予算が必要となることから、早急に対応することが非常に厳しい状況でございます。

○座波一委員 今後の道路行政のあり方なのですが、拡張整備の中での交差点改良という位置づけではなくて、将来、拡張はしなくてもいいと。しかしながら、交差点は改良したほうがいいというところも多々あると思うのです。人口減少に入る時代かもしれません。全て拡張となると予算も時間もかかりますので、状況に応じた交差点改良を道路行政でまとめて考えていったほうがいいのではないかと思います。そうすれば、根本的な解決の一つになるかと思いますが、そういう考え方を持つことについてはどうでしょうか。

○玉城佳卓道路街路課長 渋滞対策につきましては、国、県、市、県警察、西日本高速道路株式会社を含めて、沖縄地方渋滞対策推進協議会を設けて一体的に推進しているところでございます。その中で、主要渋滞交差点を位置づけまして、早期にできるもの、中期的に考えるもの、長期的に考えるもので分けて、全体的に一生懸命推進しているところでございます。

○座波一委員 渋滞解消の一つの要素は交差点の改良であるということをぜひ認識に入れてほしいと思います。よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第132号下地島空港に関する陳情について、公募をかけた下地島空港の1期目の事業は、処理方針を見ると2つの事業が残っているようですが、株式会社F S Oの事業計画について説明願えませんか。

○與那覇聰空港課長 株式会社F S Oの事業ですが、事業の名称は下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業となっております。当該事業につきましては、下地島空港の優位性を生かして、航空パイロットの育成事業を実施することになっております。

○座喜味一幸委員 具体的にどのぐらいの需要があって、どれぐらいのパイロットを養成するのか。それに伴う施設の整備はどういうものがあるのか。

○與那覇聰空港課長 事業の目指す成果ですが、平成33年度の目標としまして、操縦士免許取得者数73名を養成する目標を立てております。

○座喜味一幸委員 もう少し丁寧をお願いしたいのですが、どういう施設をつくって、どういう運営で、その施設等の整備について県がどういう絡みをしていくのかという説明をお願いします。

○與那覇聰空港課長 当該事業による施設整備は特にごさいません。既存の空港施設を活用したパイロット養成事業ということになります。

○座喜味一幸委員 県や地域に対するメリットには、どういうものがあるのですか。

○與那覇聰空港課長 当該事業による地域への経済的な効果について、具体的な数字は出ておりませんが、訓練生が滞在することによる宿泊施設への収入や空港使用料の収入の増が見込めます。

○座喜味一幸委員 訓練生の宿泊所等の整備はどうなるのですか。

○與那覇聰空港課長 事業者による宿泊施設の整備までは提案されていないのですが、既存の宿泊施設を活用した訓練の実施になるかと思えます。

○座喜味一幸委員 この会社は、再編前にシミュレーターを持っていて、いろいろな企業経営の実績もあるように聞いているので、そういう複合的なものプラス、パイロットを養成していくというイメージで私は聞いていたのですが、トータルとして下地島空港で何をしようとしているのかというのが明確にわからないので、その辺も説明願いたいのです。

○與那覇聰空港課長 現在、当該事業者はシミュレーターを活用した訓練も実施しておりまして、今後、下地島空港でシミュレーターと実機訓練を併用したパイロットの養成を行うということで、シミュレーターにつきましては既存の空港施設内にある建物を借用し、設置するという提案がございます。

○座喜味一幸委員 具体性に欠けるのですが一今、大阪航空局が管制塔を持っているのですが、そういうものの中にどういう形で入っていくかとか、一般の人たちへのシミュレーターの提供の話とか、そういう複合的な事業かと思っていたのですが、事業そのものがよく見えないのです。

○與那覇聰空港課長 今のところ、もともと大手のエアラインが整備した乗員訓練棟の建物の中にシミュレーターを設置して、パイロットを養成する事業となっております。

○座喜味一幸委員 まだイメージが湧きませんが、この事業はいつからどういう体制で動くのですか。

○與那覇聰空港課長 現在の事業スケジュールでは、平成30年4月の開業予定になっております。

○座喜味一幸委員 三菱地所株式会社が進めている拠点整備については、具体的にどういう施設で、どういうお客さんが利用して、どれぐらいの人たちに対してどういう受け方をしていくのかという事業計画を土木環境委員会にはそろそろ出していいのではないですか。もし資料がありましたら、資料で説明いただいたほうが非常にわかりやすい。大変大きなプロジェクトなので……。

○與那覇聰空港課長 三菱地所株式会社が実施する事業につきましては、まず旅客ターミナルの施設の整備を事業者が行い、運営も事業者が行うということです。受け入れる航空機としましては、国際線の定期便、国内線のLCC、チャーター便、プライベート機となっております。平成33年の乗降客数約30万人を成果目標として立てております。

○座喜味一幸委員 供用開始が若干おくれて、平成30年から供用開始と聞いているのですが、その辺はどうなのですか。

○與那覇聰空港課長 現在のところ、供用開始予定は平成31年3月となっております。

○座喜味一幸委員 この施設でどういうことをしようとしているかということ

については、図面を含めて、県としては把握していますか。実施の準備をしていると聞いているのですが、実施に対する計画図面や鳥瞰図、具体的な運営方法、年度ごとの客の受け入れのあり方、お客さんを集める範囲としてどういう地域を対象としているかなど、その辺を教えてもらいたいです。

○與那覇聰空港課長 まず、施設のつくり方ですが、1階平屋の建物になっておりまして、一部木材を使用したり、中庭を設置したりということで、リゾート的な建物をつくっていかうということになっております。施設の中の配置についても、C I Q関係機関との調整も行いながら、国の機関の執務室の確保や導線の計画は関係機関との調整を踏まえて計画を立てております。

○座喜味一幸委員 県は計画図面や事業概要などについては知っているのですか。それとも、企業秘密なのですか。

○與那覇聰空港課長 おおむね情報としては聞いているのですが、民間企業者との関係もありますので、どこまで我々が答弁していいのか難しいところがあります。

○座喜味一幸委員 公募している残地の観光ゾーンの計画があるはずですが、いつごろまでに事業を確定して、空港の整備とどういう関連を持たせて、空港を核としてどう展開しようとしているかというような骨組み、目標のようなものを教えていただけませんか。

○與那覇聰空港課長 空港と周辺用地の利活用につきましては、今年度の8月31日から第2次の公募をかけておりまして、去る11月27日に事業提案の応募を締め切っております。今回も民間事業者の提案を募集するということで、特に土地利用ゾーンに限定した形での公募ということではなく、幅広く提案を募っております。今後、検討委員会の審議等を踏まえまして、事業の主体性や将来性、資金計画などの観点から評価を行って、利活用候補事業を選定していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 これは何社ぐらいで、主にどういう開発の考え方を持った人たちが応募しているのか、概要を教えてください。

○與那覇聰空港課長 提案事業につきましては、今後、内容の審査がございま

す。現段階では事業の詳細についてはお答えできませんが、概要でいうと、リゾート関係、航空機の整備関連、商業宇宙関連、航空人材育成関連などが提案として出ております。提案の数としましては、7つの事業の提案がございます。

○座喜味一幸委員 提案者には決定はいつごろで、県有地は貸し付けるのか、売買するのかという基本的なことが示されていると思うのですが、その辺を教えてください。

○與那覇聰空港課長 これから提案者の審査を行いまして、今の予定では来年の3月までには利活用の候補事業を選定していきたいと考えております。土地の使用形態につきましては、貸し付けという形で公募をかけておりまして、利活用候補事業が決定されますと、事業の実施条件協議ということで、実際に事業を進めていく中で詳細な協議を行っていく予定となっております。

○座喜味一幸委員 約300ヘクタールを超える土地なので、イメージとしては、県の開発の、振興のコンセプトがあって、行政として道路、電力、下水道等々のインフラをどうすべきか、受け入れの想定のお客様をどれぐらい持つかという話があって、その中で提案を整理していくということがあってもいいのかと思っています。今後、7つの事業から確定して、県としてそれらを受け入れるインフラの整備等の仕分けもある程度しておかないといけないと思うのです。その辺については、どういう内容での公募になっていますか。

○與那覇聰空港課長 これから提案された事業の内容を審査しますが、活用したい場所が重複しているところもございますので、事業者が使う部分の調整や事業者の使う範囲が決定されますと、委員のおっしゃるように道路をどこにつくるべきかなど、具体的な協議を進めていかないといけないと考えております。

○座喜味一幸委員 これは早急に、ある程度の企業が決定されて詰めていくのでしょうか。もう一点は、リゾート関係を含めたときに、自然公園に指定されている通り池などの緑地空間と海岸線が一体となったほうが、観光リゾート地としてのレベルが極めて上がっていくような気がしていて、土木建築部ではそこは入れていないという話を聞いていますが、今後、下地島地域の開発のありようの中で、自然公園等を含めていく考えはありますか。

○與那覇聰空港課長 現在、県の天然記念物に指定されました通り池や周辺の

サンゴ礁の植生が発達した区域を保護するために、伊良部県立自然公園が特別地域に指定されております。そのようなこともありまして、当面の間はその良好な景観を保護していきたいと考えております。今回の公募の対象からも、その部分は外して公募をかけております。

○座喜味一幸委員 平成33年には約30万人規模のお客さんがいらっしゃいますし、リゾートを含めた空港の残りのゾーンの開発があります。そうすると、下地島空港の特別会計そのものは、約30万人のお客さんが来たときにどのぐらいの航空機の利用があって、どのぐらいの使用料が入ってくるのか。それから、残地の約300ヘクタールの土地の賃貸契約については特別会計で運営していくのか。その辺の県の考え方はどうなっていますか。

○與那覇聰空港課長 詳細な数字はお答えできませんが、概算でいきますと、空港周辺用地の約3分の1の貸し付けや、ターミナル運営事業による空港使用料等の収入と空港に必要な予算との差は、10年後には、約1億円弱まで圧縮できるものと試算しております。

○座喜味一幸委員 今、一般会計から特別会計へ4億円余りの繰り出しがありますが、約3億円は何とか航空機の利用や土地の使用料で払えるということになると思いますが、文化観光スポーツ部との連携なども含めて、この地域の観光をどうしていくのか。また、先ほど聞いた株式会社F S Oのように、危険だが地域への経済的な波及性が余りないような事業になってはいけないので、それはどうなのか。空港を核として残地を利用した下地島のパイロット訓練空港は夢のハワイだと言って、地元と交渉して3000メートルの滑走路をつくりました。地元の関心事としては、今、空港が活用されて、地域が大きく発展するという期待があるのです。そういう波及性に関して、もう少し夢を発信してもらいたい。また、これから沖縄県が大きく観光を伸ばしていこうとしたときに、下地島空港を大きな資源として活用していくという視点を持って、ぜひ連携をとってほしいと思いますが、どうですか。

○宮城理土木建築部長 そもそも訓練飛行場としてスタートして、結果として撤退があつて維持管理費の捻出が難しくなったという状況ですが、幸い今回スタートした2つの事業については、今後の可能性も含めて非常に大きなポテンシャルを秘めているのではないかと考えております。今回、新たな公募も行っておりますが、そこも含めて複合的にどういう形で展開できるのかというのは、

我々もまだ絵が描けていないところがございますので、そこはしっかり把握をした上で関係部局とも連携できるものがないかどうか検討させていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 新規の陳情第145号石垣市字白保兼久原における開発行為(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクトに対する是正指導及び開発許可申請の不許可を求める陳情ですが、その地域は海岸線から100メートルに満たない位置にあり、極端な低地であるということで、地下水位や潮位が豪雨、排水によって大きく変動し、排水能力が不安定になると言われていて、しかも公共下水道への接続が不可能なので排水をほとんど地下浸透させる計画で、まさにいろいろな被害が起こる可能性があるのでは都市計画法違反ではないかという陳情の趣旨ですが、そういった状況の中で白保の部落総会で反対決議がされていたり、市も不同意ということをしていてということがあることであって、皆さんは慎重に審査をしているということですが、指摘されているような地域なのか、白保の部落総会や石垣市の不同意の経緯について少し説明してもらえますか。

○宮平尚建築指導課長 リゾートホテルの開発許可申請については、11月下旬に県に申請が上がっております。現在、陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査をしているところでございます。陳情の御指摘の懸念事項である海岸から100メートルに満たない位置の低地帯で溢水のおそれがあるということですが、現在の計画は、浄化槽からの処理水の放流先がないということで地下浸透ということになっております。本当に地下に浸透するのかという根拠も含めまして、現在、審査をしているところでございます。まだ結論が出ておりませんので、慎重に審査をしていきたいと考えております。それから、市の不同意という話ですが、市独自の自然景観の条例で地域の同意が前提となっております。地域が反対決議をしましたので、不同意という状況になっております。これは県の開発許可の要件ではございませんので、あくまでも参考ということで承っております。

○崎山嗣幸委員 白保公民館での臨時総会に50名集まったということですが、この部落の人口はどれぐらいですか。

○宮平尚建築指導課長 新聞報道でしか承知しておりませんが、白保地域は482

世帯、総会への参加が委任状も含めて133世帯ということで、臨時総会が成立しているとのことでございます。50名というのは、陳情の連絡協議会の組織が50名ということになっております。

○崎山嗣幸委員 今、市や部落の不同意や問題点等を含めて都市計画法に反するというのですが、開発地域は海岸線から100メートルに満たない位置にあり、排水能力も浸透能力も疑われると指摘され、潮の干満にも大きく影響されるということです。過去にも太陽光発電施設が1メートルほど冠水した事実が確認されておりまして、開発許可に当たっての都市計画法第33条第1項第3号の排水施設の問題点が指摘されている今の段階で、皆さんとしての見解は出していますか。

○宮平尚建築指導課長 今、浸透能力につきましても根拠を求めているところでございます、判断までは至っておりません。

○崎山嗣幸委員 指摘されている都市計画施行規則第22条の雨水量ですが、豪雨が予想されるということで、ことしの4月には98ミリメートルの最大雨量があったということです。総降雨量も排水計画上問題だと言っているのですが、そこはどのようなのですか。

○宮平尚建築指導課長 都市計画法施行規則第22条第1項におきまして、5年に1回の確率で起こる降雨量で計画することとなっております。ただ、県の運用基準でそれを10年に1回という強度に基準を上げておりまして、その基準の範囲内で審査をしていくことになっております。

○崎山嗣幸委員 その地域の地下浸透の排水能力が最大300ミリ立方メートルで、地盤や浸透能力に影響を受けると言っていますが、この地盤の排水能力はどの段階なのですか。

○宮平尚建築指導課長 この件につきましても、現在、申請者がボーリング調査等を行っておりますので、その辺のデータを含めて根拠を求めているところでございます。まだ結論は出しておりません。

○崎山嗣幸委員 環境も問題だと思います。そこは世界的にアオサンゴ群落がある国立公園の海域に近接していて、観光資源のサンゴ礁なども減少、死滅さ

せるのではないかとされています。排水施設によってそういうことが起こり得ることについて都市計画法上問題ではないかということですが、そこも含めて皆さんの見解はどうですか。

○宮平尚建築指導課長 アオサンゴが世界的に有名になっているところであり、影響が懸念されるということですが、都市計画法の許可基準では要件となっておりません。ただ、その件につきましては、環境部とも情報交換しながら進めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 排水の水質ですが、環境省の基準ではリンや窒素はどれぐらいなのか。

○宮平尚建築指導課長 これも陳情書の中に書いてありますが、環境省の水質基準としては海域では全窒素が0.2ミリグラムパーリットル以下、全リンが0.02ミリグラムパーリットル以下となっております。

○崎山嗣幸委員 今、計画されている浄化槽の処理能力で想定されるのは基準からどれぐらいオーバーしているのですか。

○宮平尚建築指導課長 申請の計画の浄化槽の処理能力ですが、全窒素が10ミリグラムパーリットル、全リンが0.5ミリグラムパーリットルとなっております。示されている環境省の水質基準は上回っていることとなります。

○崎山嗣幸委員 計画されているものは基準を相当オーバーして、最悪な状態で排水されるということですか。

○宮平尚建築指導課長 浄化槽からの処理水ですが、現在、地下浸透という方式になっております。直接の放流ではございませんので、この値がそのまま放流されるということではないと理解しております。ただ、浄化槽の設置に関しましては、保健所サイドと放流水の地下浸透について協議をすることになっております。この辺も連携をして確認していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 ですから、ここは地下浸透できるのか、先ほど言った地盤も含めて問題があるのではないかとされているので、とりあえずは環境省の基準を大幅に超えるようなことがあってはならないと思っています。それから、

緑地についても、そういった浸透施設の上に植林してはいけないということがありますが、そこに樹木を656本植えるということでもいいですか。

○宮平尚建築指導課長 都市計画法の開発審査の中では、そのような規定はないと理解しております。

○崎山嗣幸委員 それでは、陳情者が言っていることは間違いなのですか。656本もの樹木が植栽される計画だが、地下浸透施設は、浄化槽放流水をここに浸透させて土壌中の微生物等で汚水を分解処理するシステムなので、この上に植えてはならないと。このことについては、都市計画法上の規制はないと理解していいですか。

○宮平尚建築指導課長 地下浸透につきましては、保健所サイドで審査がされますので、その審査の状況も踏まえて確認していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 幾つか聞いたのですが、どちらにしても皆さんは陳情書にある問題点、市の不同意、白保部落の皆さんの意見、潮の干満、地盤等々、今言われたことを含めて都市計画法上とか一皆さんは都市計画法上で判断すると言っていますが、石垣市や白保公民館、土壌、いろいろな環境がある中で、環境の問題や地形の問題、洪水の問題などの心配があっても、法律上、支障がなければ開発を許可するということがあり得るのですか。

○宮平尚建築指導課長 当方で所管しております開発許可は、都市計画法に基づく開発許可でございます。これには許可の基準がございまして、この基準に適合している場合は許可をしなければならないという法令の条文になっておりますので、許可基準に適合した場合は許可せざるを得ないというのが実情でございます。地域の合意形成は許可要件にはなっておりませんが、県としましては地域の合意は重要だと考えておりますので、事業者に対しても十分に地域住民との合意形成を図っていくよう指導、あるいは促していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、地域の同意、市の同意、環境破壊の問題、地盤の問題を含めてこれから慎重に審査してもらいたいということで私の質疑を終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 まず、新規の陳情第126号の3伊江村の振興発展に関する陳情ですが、これはさきの陳情も出ておりまして、処理概要は全く同じという部長の説明もあったのですが、その中でなぜ同じようなものが出てくるのかと自分なりに考えてみると、早期実施というか一皆さんの処理概要としては、平成29年度から事業化をしておりますと。この席でも事業実施しているということは確認しているのですが、なぜ出てくるのでしょうか。皆さんは伊江村に事業化の説明はしているのですか。

○照屋寛志港湾課長 伊江港の改善の事業につきましては、北部振興事業で取り組んでおりまして、5カ年計画で今年度が初年度に当たります。その5カ年の計画をそれぞれの事業で精査しておりますが、それに時間がかかりまして、実際の配分が決定したのが11月に入ってからということで、前議会までの処理概要では調整をしていると表現しておりましたが、今回から事業化しておりますという表現になっております。配分が決まったのがつい最近ということで、取り組みが年度最初からではなく途中からになり、おくられているというのは事実でございます。

○具志堅透委員 今議会から、事業化しておりますと処理概要を変えたということですが、事業内容はどんな感じですか。具体的に教えてください。

○照屋寛志港湾課長 フェリーが泊まる岸壁の静穏度が悪いので、それを改善するために港内の防波堤の内側に消波ブロック等を設置したり、波除堤を設置する事業になっております。それで港内に入ってきた波をできるだけ小さくしようという事業でございます。

○具志堅透委員 今の話は、伊江村に説明されていますか。

○照屋寛志港湾課長 昨年度は対策の委員会を設けまして、その中で対策工を取り決めております。そこで伊江村にも説明を行っておりまして、内容については御理解いただいているところです。ただ、今年度に入りまして、波除堤を港の中に60メートル程度延ばすという対策工については、船長などから、夏場は南風を受けて船が少し流される状況があるということで疑問の声が上がって

おります。

○具志堅透委員 どちらにしても、向こうとしては切実なのだろうという思いがうかがえます。早期実施をして、実現していただきたいという思いがあるのだろうと思いますので、進捗状況、あるいは工法や今の船長の話も含めて、ぜひ村と密に連携をとっていただきたいと思います。向こうも、いつ着工して、いつ完成するということがわかればそういうものも出てこないだろうと思いますので、ぜひそういう対策をしていただきたいと思いますが、どうですか。

○照屋寛志港湾課長 船長の声も、我々職員が行きまして実際に聞いております。近々、村の職員とも話し合っ、対策について検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 この件はよろしくお願ひします。あわせて、西側港内の施設の整備について要望がございます。それに関しては、伊江村と意見交換をしていきたいと考えているということですが、意見交換はされたのか。その内容云々、そして、見通しはどうかということをお伺ひしたいと思います。

○照屋寛志港湾課長 西側の整備の案につきましては、静穏度改善とは別に港湾施設の整備—例えば、クルーズ船が近くまで来てテンドーボートで乗船できるような施設ができないかなどの要望を承っております。村から構想の絵を描いてみたいというお話もありましたので、我々としてはデータを提供し、絵が出てくるのを待って、調整を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 絵はできていた気がするのですが、陳情が上がっているということを踏まえて、あるいは陳情が上がらなくても、既に意見交換をしているわけですから、しっかりとした協議をしていただきたい。今の答弁でいいと思いますので、ぜひこちらからのアプローチもしていただきたいと思います。

次に、陳情第46号の4平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情における国道505号の歩道拡張及び新設整備について、町と連携を図りながら事業化を検討していきたいという処理概要になってはいますが、その後、意見交換等々を行ったと思います。その結果はどうですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 6月に役場に連絡をとりまして、現状の確認をしております。役場は区に対し、地元の同意取りつけや取りまとめをお願いして

おります。同意取りつけの課題整理について、今後、区と役場で調整することによって、まだ取りまとめの段階であると聞いております。

○具志堅透委員 早速、調整をしていただけて感謝申し上げます。前に地権者の同意云々が少しあったということですが、地元からの要望がかなり大きい事案でもあると思っていますので、本部町役場が地権者からしっかり同意を得られれば、事業を速やかに前に進めていくということで解釈していいですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 同意取りつけができましたら、事業化に向けて具体的に動きたいと考えております。

○具志堅透委員 本部港（エキスポ地区）にヨットハーバー施設を整備することなのですが、これも、町と意見交換を行い、その活用方法について検討していきたいという処理概要になっております。その部分は町との意見交換、検討等はどうなっていますか。本部町からの陳情を沖縄県離島振興協議会の定期総会において決定し、ここに陳情として上がっているのだらうと。ということは、本部町からの陳情というわけですね。ですから、本部町としてはヨットハーバーをぜひ建設していただきたいという陳情だろうと思っていますが、どういふ意見交換が行われ、どういふ感じなのか、進捗を伺いたいと思います。

○照屋寛志港湾課長 旧エキスポ地区の利活用については、本部港の現在のクルーズバースの整備の中でいろいろ議論を進めていきたいと考えております。エキスポ地区のことでまだ具体的な意見交換はできておりませんが、本部地区の整備の話の中で一緒に検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 前回初めて陳情として上がってきているような感じを受けるのですが、本部町では20年、30年前からぜひヨットハーバーが必要ではないかという話もございしますので、積極的な意見交換をお願いします。

最後に、陳情第38号本部港が「国際クルーズ船の拠点港」に選出されたことに関する陳情について、クルーズ船バースの進捗についてお聞かせください。あわせて、今、沖防波堤が少しとまっているような感じがしていますが、その辺のところもあわせて、本部港全体のクルーズ船を中心とした進捗をお聞かせください。

○照屋寛志港湾課長 クルーズ船対応の岸壁整備につきましては、平成28年度

の補正予算で実施設計を進めているところです。一部、漁業補償がありますので、その調査業務を行っているところです。一部、工事費もついておりまして、設計が終わり次第、防舷材の整備や係船柱の補強工事に取り組む予定でございます。沖防波堤につきましても、北部振興事業で取り組んでいる事業でございます。予算の配分が最近だったものですから、これから手続を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 よろしくお願ひします。ただ、ここに陳情が出ているように、本部港のクルーズ船寄港、あるいはバース整備に当たっては少し懸念もあります。処理概要では、必要性が出てきた場合には検討していきたいということになっているのですが、今後の本部港のあり方として、前から言っているように、港というのは非常に重要な物流の拠点としてヤンバル地域の産業を一手に担っていて、そこを活性させることによってヤンバル地域の発展もあるだろうと私は認識しています。今後、人や物がどんどん入ってくるような整備、将来に禍根を残さないような整備をしていただきたいというのが本音なのです。今、こう決まりました。しかし、今後、手狭になる可能性もあるわけです。その部分も含めて検討しているのですよね。

○照屋寛志港湾課長 現在の本部港の使われ方等の整理を行ってございまして、今後、本部町や地元の皆さんを含めて勉強会を進めていきたいと考えております。今、これに着手したところでございます。

○具志堅透委員 ぜひ将来の展望といいますか、ヤンバル地域—北部地域で唯一の重要港湾でありますので、そこをにぎわいを持って活用できるような、ふえたときに対応できるような港の整備を念頭に入れながらしっかりやっていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情第95号沖縄市東部地区の防災公園造成に関する陳情について、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されているということで、防災公園の整備には適合しないと理解していいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 この陳情につきましては、沖縄県総合運動公園に近接する丘陵地に防災公園をつくっていただきたいという陳情でございます。その地域は土砂災害警戒区域に指定されているため、安全性に課題があるということで公園整備はできないと回答しております。

○上原正次委員 沖縄市では指定緊急避難場所等の見直しを進めているということですが、沖縄市が避難場所と指定した場合でも、土砂災害警戒区域になっていることで防災公園の整備はできないと理解していいですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 この陳情につきましては、沖縄市議会にも上がっておりまして、その中でも県と同様な回答がなされております。

○上原正次委員 糸満市で広域避難場所に新たに指定された糸満市真栄里のロンドンの杜公園を防災公園として整備してはどうかということを糸満市議会で取り上げたことがあります。敷地面積が10ヘクタールに満たないということがありますが、県にも話が来ていると思います。県として津波災害対策を考えたら、先島の離島を含めて、沖縄県全域で高台に防災公園を整備するべきだと思っておりますが、これに関してどういった考えがあるのか聞かせてください。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 防災公園として整備する場合、地域の防災計画等に位置づける必要があります。県が整備する場合、広域防災拠点としておおむね50ヘクタール以上の広域公園、それから、地域防災拠点としておおむね10ヘクタール以上の都市基幹公園などが該当します。市町村が整備する場合は、一時避難場所として2ヘクタール以上の近隣公園などが適当だと考えております。

○上原正次委員 今は条件的なことをお話ししていますが、まだ沖縄県にはないので、県として防災公園の整備についてどういう考えを持っていますかということですか。

○宮城理土木建築部長 全体的な計画として、沖縄県大災害時受援計画というものを防災危機管理課が進めていますが、その中でどういう位置づけをするのかがまず大事だと思っております。今のところ、その中で広域公園が位置づけられるかというものはっきりわからないのですが、基本的には現在ある公園施設などをベースにして計画が立てられるものだと理解しております。

○上原正次委員 所管部署はいろいろあると思いますが、沖縄県の高台での防災公園の整備は、緊急的に進めてほしいという思いがあります。この陳情に関しては厳しいという処理概要になっていますが、ぜひ土木建築部も防災関係の部署と連携をとって行ってほしいと思います。

○宮城理土木建築部長 委員の御指摘の点については、知事公室にもお伝えしておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情で、本部－伊江間の架橋、伊是名－伊平屋間の架橋は関連していますが、処理概要を見ると、本部－伊江間は技術上及び環境上等の課題、膨大な予算の確保。伊是名－伊平屋間については既に調査をしていて、その調査結果から将来交通量や－ここでも技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保とあります。皆さん方は技術的に厳しいという思いで、この処理概要を出しているのかどうか、そこだけ教えてください。

○玉城佳卓道路街路課長 技術的課題と申しますのは、過去にあった離島架橋と比較すると長スパンになる可能性があるということと海の深度が深くなるということがあって、いろいろと検討することがふえてくるのが技術的課題となっております。また、かなり深い位置での工事になるものですから、基礎の構造などについてもいろいろと検討することがふえてくることとなります。

○糸洲朝則委員 伊平屋－伊是名間は船でも渡っていましたが、伊良部架橋に比べたらむしろ技術的には問題ないのではないかと感じたのですが、どうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 伊良部架橋と比べて、橋と橋の間がかなり長くなるということもありますし、結構深い箇所では基礎工事を行う部分が多くなるということもあって予算もかなりふえます。日本なので、技術上は何とかクリアできると思うのですが、費用の確保が非常に課題になると思っております。

○糸洲朝則委員 問題は技術的に可能であるかどうかということからスタートするので、せっかく調査もしているのですから一私は土木の専門家ではありませんが、技術的な問題はクリアできるのではないかと思っています。二、三日前の新聞で読みましたが、伊江島の地下トンネルの講演がありましたよね。海底20メートルにトンネルを掘って、費用的にもあるいは工期的にも2年弱ぐらいでということですが、どう思われますか。

○玉城佳卓道路街路課長 一般論になるのですが、橋梁と比較してトンネルのほうが費用がかかるということがございまして、トンネルにできないために橋梁にしているということがあります。伊江架橋の場合は、概算で1000億円ほどかかると試算しております。それよりもさらに高くなるトンネルは、費用という意味でかなり厳しくなると考えております。

○糸洲朝則委員 確かに、費用的にも工期的にも本当にできるのかと思いましたが、多分、伊江島の人たちはみんな希望を持っているはずですよ。ですから、もう少し調べてください。

○玉城佳卓道路街路課長 藍檀教授とはトンネルのことでいろいろとおつき合いさせていただいておりますが、今後、藍檀教授の御意見も伺いながら勉強していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記の4、処理方針で村と連携を図り事業化を検討していきたいということですが、検討した結果、どうなっていますか。

○永山正海岸防災課長 大宜味村では、これまで根路銘海岸、津波海岸、大宜味海岸で高潮対策事業をしてきておりますが、台風が来るたびに越波被害があるかということ、越波は国道敷内でおさまっていると。我々の事業採択の要件として集落に高潮の被害が及ばない限りは事業化が難しく、ことしは大きい台風が2回来ましたが、状況をヒアリングしても越波が道路敷内でおさまっているということなので、事業化は難しいと考えております。

○赤嶺昇委員 記の7、港湾整備の必要性について検討したいということについて、教えてください。

○照屋寛志港湾課長 塩屋湾につきましては、現在、小さな船揚げ場はあります。塩屋大橋の外側に漁港もございますので、その利用や役場の意見も聞きながら進めていきたいと思っています。利用する船が少ないということもございまして、なかなか厳しいものがありますが、役場と意見交換をしていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 今から意見交換するのですか。

○永山正海岸防災課長 一度はしております。実際にどれだけの船が使うかということ、役場に確認をとってもらっているところです。

○赤嶺昇委員 記の9、可能性を検討しているところでありますということについて、教えてください。

○玉城佳卓道路街路課長 名護東道路の本部町方面への延伸なのですが、交通容量の観点から現道の容量で十分足りているということで、まだ時期が早いかというところがございます。可能性は検討しているのですが、事業化には至っていません。

○赤嶺昇委員 記の10、平成29年度から事業化しているということで、進捗状況を教えてもらえますか。

○照屋寛志港湾課長 水納港につきましては、良好な砂浜があつて、観光地としても非常に活用されております。これから潮の流れがどう変わるかというシミュレーションを行う予定でして、今、実施設計に取り組んでいるところです。

○赤嶺昇委員 記の14、伊平屋空港の進捗状況を教えてください。

○與那覇聰空港課長 伊平屋空港の新規事業化につきましては、今年度、気象データの検証や需要の検証など、課題解決に向けて空港の予定地で気象データ観測を行っております。あと、潜在的な需要を確認するというので、伊平屋、伊是名両村の住民と郷友会に対してアンケート調査を実施する予定です。

○赤嶺昇委員 アンケート調査は何月ごろに行う予定ですか。

○與那覇聰空港課長 既に両村や郷友会との調整は終わりました、現在、アンケート調査票を村に預けているところです。村の協力も得ながら、アンケート調査票を各世帯に配付し、世帯ごとの調査を行っていくことになっております。

○赤嶺昇委員 アンケート調査をして、その結果によってつくるかつくらないかという判断材料になるということですか。

○與那覇聰空港課長 今回のアンケートにつきましては、現況の交通利用の状況やフェリーの利用状況、また、将来航空路線が開設されたときにどの程度の運賃体系であれば利用できる可能性があるかなどが内容となっており、そういうものから潜在的な需要を検証するとともに、将来、空港ができたときに安定的な航空の需要があるかどうかを検証していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 皆さんは、アンケート調査や気象観測データなどいろいろやっているのですが、今後、明確にいつごろつくるという判断になるのか、スケジュールを教えてください。

○與那覇聰空港課長 伊平屋空港につきましては、県としては両村の地域振興のために必要な施設だと認識しております。国との調整においては、将来的にも安定的な需要があるかどうかということが課題事項として上がっております。空港をつくるのが目的ではなく、つくった後もしっかり使ってもらえる空港をつくるのが課題としてありますので、その部分の数値をしっかり積み上げていこうと考えております。

○赤嶺昇委員 ですから、皆さんはいろいろ調査をしていますよね。いつごろをめどに判断するかというのを教えてください。

○與那覇聰空港課長 今年度取り組んでいるアンケート調査で集計したデータをもとに内容を分析し、その辺の確認をしていきたいと考えております。また、気象観測も通常は3年程度かかりますので、そのデータも踏まえつつ就航率などの確認をして、事業化に向けて国と調整していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員　ですから、スケジュールを教えてください。何年に判断するかを教えてくださいませんか。

○與那覇聰空港課長　気象観測は今の状況ですと平成31年までかかりますので、その気象観測のデータを踏まえてということになるかと思います。

○赤嶺昇委員　平成31年当初ですか。

○與那覇聰空港課長　平成32年度までは気象観測を実施しないといけない状況でございます。

○赤嶺昇委員　そうすると、平成31年度には方向性が出ると理解していいですか。

○宮城理土木建築部長　空港課長からもお答えしましたが、まず需要の掘り起こしがございます。それから、実機での環境の測定もございますし、今のような気象観測もございます。これが全てそろるのが3年程度ということなので、そのあたりで判断できるのではないかと考えております。

○新垣清涼委員長　休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から質疑内容について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長　再開いたします。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長　気象観測データは平成31年度末には出ますが、実機の測定については、就航する飛行機での測定が必要になりますので、まだ我々も把握できない状況でございます。全てのデータが平成31年度末までにそろえば、その時点で判断できると思いますが、全体のデータがいつ集まるかによって、そのあたりは若干動くかと思っています。

○赤嶺昇委員　そうすると、平成31年度まで気象観測を行いますよね。その間に実機の測定を行うことは不可能なのですか。

○宮城理土木建築部長 今、就航意向を示している航空会社の機材が運航を再開することによって、データはつくれるだろうと思っていますが、それがいつになるのかというのが今の段階では申し上げることができませんので、それを含めて全てのデータがそろえば、その時点で判断していくということでございます。

○赤嶺昇委員 気象観測をしながらでもできるということなので、後は航空会社ですよね。伊平屋村、伊是名村の皆さんからは早くつくってほしいという要望が来て、皆さんは必要性があると言っているわけです。そうすると、例えば、せめて平成32年には判断をしますということを出したほうがいいと思うのです。何となくやっているのか、やっていないのか、よくわからないところがあるので、なるべく実機での調査も含めて、それに合わせるように求めていくことも大事だと思います。

○宮城理土木建築部長 公共空港として整備できるかどうかというのは、当然ながらビー・バイ・シーが影響します。データが全てそろったとしてもビー・バイ・シーが出るかどうかは別の問題で、ビー・バイ・シーが出れば公共空港として整備を進めていくことは可能だと思います。そのあたりがまだまだ流動的といいますか、実際に見直しをしない限り、はっきり言えないところがあります。公共空港を整備する前提であればビー・バイ・シーは不可避ですから、データをしっかりそろえられるよう引き続き調査していきたいということでございます。

○赤嶺昇委員 ビー・バイ・シーもそうですし、どうしても期間がかかるものもあるかと思いますが、並行してできるものも含めて、なるべくここを目標にしていこうということを示していったほうがいいと思います。

○宮城理土木建築部長 気象観測の3年の間で、できる限り全てのデータをそろえられるようにしっかり頑張っていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 この陳情平成28年第45号の4の処理概要は、検討しているなどいろいろ載っていますが、1年以上たっても変わっていないのです。先ほどのように難しいという判断が出ているものもありますので、そこはもう少し整理したほうがいいのではないかと考えております。何となくずっとそのままになっている感じがしますので、時間が大分たっているものについては検討をお願い

いしたいと思います。

最後に、陳情平成28年第145号公共工事設計労務費単価の適切な引き上げに関する陳情ですが、県の土木建築部も含めて入札の不調、不落があったりする中で、陳情では電工、配管工の上昇率が低いと。普通作業員よりも低い単価で作業されているということが書かれているのですが、それに対する県の考えを教えてください。

○小橋川透技術・建設業課長 労務単価は、毎年、国が公共工事設計労務単価を調査しております。県もそれと同一の単価を使用しております。これは公共工事の積算の算定資料として使用するものでございます。電工と配管工が普通作業員よりも単価が低い状況になっているということですが、平成29年度の単価も電工が1万5400円、配管工が1万5700円、それと比較して普通作業員が1万7200円ということで、普通作業員より低い状況が続いております。県も国と同じ単価を使用しておりますので、この単価を使用せざるを得ないのですが、電工、配管工に支払われる賃金が上がっていけば、県や国の調査にも反映されて単価が上がっていくと思いますので、そういったことを業界にも説明しながら、賃金を引き上げるようお願いしているところです。

○赤嶺昇委員 県と国は必ず単価が一緒でないといけないのですか。

○小橋川透技術・建設業課長 公共工事設計労務費単価につきましては、支払い実態を調査して決定するというので、同じ単価を使わないといけないことになっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 環境部所管の議決議案について、お手元の資料1、土木環境委員会議案説明資料により、御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

乙第17号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

この議案は、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、議決を求めるものであります。

議案の概要ですが、公の施設の名称は、沖縄県平和創造の森公園、指定管理者となる団体は、南風原町字大名95番地1 沖縄県森林組合連合会、指定の期間については、平成30年4月1日から平成35年3月31日までを予定しております。

詳細につきましては、環境再生課長から説明させていただきます。

○安里修環境再生課長 資料の1の2をごらんください。

指定管理者候補者の選定結果について御説明いたします。

対象施設につきましては、沖縄県平和創造の森公園。選定方法ということで、以下に期日、スケジュール等を記載しております。

募集要項の公表が平成29年の8月24日から始まりまして、申請書類の提出期限が平成29年10月23日。約61日間の公募を行いました。

1次審査を経て、2次審査でヒアリング等がございますが、平成29年10月31日に沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会を設置いたしまして、その中で運用委員会の皆様に審査をしていただきました。

2の(1)で、運用委員会の構成について記載しております。

委員は4名になっております。

委員長としまして、学識経験者ということで沖縄県立芸術大学の准教授の先生にお願いしております。

財務に精通する者ということで、沖縄県中小企業診断士協会の副会長の方にお願いしております。

施設機能、管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者ということで、マーケティングや商品の企画開発、その他公園の活性化業務などについて精通された方にお願いしております。

施設の利用団体を代表する者として、森林ボランティア活動に積極的に参加されており、南部地区の緑化推進のリーダーとして活躍されている方をお願いしまして、以上4名の方を委員として構成しております。

審査の過程につきましては、(2)にありますとおり、平成29年8月3日に第2回運用委員会において、選定基準・募集要項等の検討を行いました。

平成29年10月31日に第3回運用委員会におきまして、指定管理者候補の選定を行いました。

審査基準につきましては、2の(3)にありますとおり、審査の評価項目は大きく以下の3項目に分かれております。

1番目としまして、公園の活性化について70点の配点をいたしました。適切な維持管理について40点。事業全体の健全性について40点、計150点で委員の皆様へ評価していただきました。

4名の委員で合計600点満点となります。

2ページ目をごらんください。

申請団体は、沖縄県森林組合連合会とA社の2団体で、採点結果については2の(5)に示しているとおりであります。

採点結果の1位であります沖縄県森林組合連合会は、公園の活性化については167点、適切な維持管理については111点、事業全体の健全性については110点で、総得点として388点。得点率で64.7%。

同じく第2位のA社につきましては、公園の活性化について181点、適切な維持管理について93点、事業全体の健全性について108点、総得点として382点。得点率としては63.7%となっております。

3に示しているとおり、団体名は沖縄県森林組合連合会、代表者名は代表理事会長として下地敏彦氏。住所は沖縄県南風原町字大名95番地1。

実績としましては、これまで平和創造の森公園の指定管理業務を1期と3期、そして今期の4期であります。

4にお示ししているとおり、選定理由としましては、委員会において、事業計画書の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施した結果、選定基準により業務を遂行できる内容であることを判断し、沖縄県森林組合連合会を指定管理者候補者として選定いたしました。

委員会においては、沖縄県森林組合連合会が各業務に対して適切な管理を行うことができる団体であることが評価されております。

5の指定の期間としましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。

指定管理料につきましては、公募上の上限額が1億6657万6000円—これは5

年間のトータルでございます。申請された提案額が、1億6632万円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○新垣清涼委員長 環境部長及び環境再生課長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 指定管理者の実績を見てみますと、平成21年度から平成23年度—2期目は別会社が指定管理をしたのですか。

○安里修環境再生課長 2期目の平成21年度から平成23年度につきましては、沖縄県緑化種苗共同組合が指定管理者ということでございました。

○座波一委員 沖縄県緑化種苗共同組合もそうなのですが、どちらかというところの県の外郭団体が主に手を挙げているわけです。純粋な民間はなぜ入ってこないのですか。A社は民間ですか。

○安里修環境再生課長 こちらにA社と記載しておりますが、具体的な氏名は点数等がありますので公表を差し控えていますが、公益財団法人が応募しております。

○座波一委員 指定管理というのは民活も含めた考え方だと思いますが、なぜ森林組合や公益財団法人などが主に入ってくるのですか。

○安里修環境再生課長 9月14日に開催いたしました募集説明会には、造園関係の会社、広告イベント系の会社、メンテナンス系の会社など7団体の参加がありましたが、今回は沖縄県森林組合連合会ほかに応募しているという状況でございます。

○座波一委員 総合得点では、かなり競ったような結果で決まったわけですが、点数の重点配分をした公園の活性化に関する審査の評価項目では逆転している

わけです。むしろこの部分が収益性に結びつくのではないかと素人ながら考えるわけですが、どうしてなのでしょう。

○安里修環境再生課長 沖縄県平和創造の森公園は、平成10年に設置しまして約20年経過しております。利用者が若干伸び悩んでいることもありまして、今回あえて募集要項の点数の配点の中で、公園の活性化について非常に多く配点させていただきました。我々も公園の活性化の部分については注視していたのですが、今回、指定された団体においても、今後、公園を活性化させる自主事業について非常に多様な提案をしているということもありまして、全体の評価として点数の一番高いところを選定させていただいております。今回、600点満点で選定させていただいたのですが、最低基準点も設けまして、全体項目の6割、360点を下回れば採用しないということで最初の委員会で申し合わせて評価を行いました。最終的に評価の点数が388点と382点で非常に競っていたものですから、再度、運用委員会の中で総合得点を評価し、委員の全会一致という形で選定の結果を見まして、今回の提案となっております。

○座波一委員 公園活性化についての思惑が外れたということになると思います。ただ、総合的にそのようになったという説明ですが、活性化を期待しなければいけないと思います。

5年間で1億6600万円余りの指定管理料をもって採算一収支的にはゼロになるという考えですよね。自主事業ではどれぐらいの利益を出していくのですか。

○安里修環境再生課長 当公園につきましては、もともと使用料が取れる施設が非常に少ないということがございます。多目的広場とシャワー施設ということで、毎年の利用料金についても約15万円から20万円程度となっております。提案書の内容を見ますと非常に多様な自主事業があるのですが、その収益を合わせて年間約3500万円程度という計画になっておりまして、収支としてはほぼとんとんという形ではないかと考えております。

○座波一委員 収益を上げれば指定管理料の持ち出しが減るという理屈になりますよね。要するに、収益を上げていけば県から出す指定管理料は減るのではないですか。

○安里修環境再生課長 現在の仕組みでは、5年間はこの指定管理料で賄っていくということです。

○座波一委員　　そうですが、計画するに当たり、収益をもっと上げてくれれば指定管理料は減っていくという理屈ではないのですか。

○安里修環境再生課長　施設の利用料が上がれば、その分、指定管理料が下がるというシステムになります。ただ、自主事業の収益については、もうかったからということで、指定管理料をその分下げるとい仕組みには今のところなっておりません。

○座波一委員　　それでは、自主事業で頑張っても指定管理料には影響ないということですね。

○安里修環境再生課長　今の制度では、そのように考えております。

○座波一委員　　沖縄県平和創造の森公園にはサーフィンの名所があると聞いています。シャワーの利用者が多いということで、議員の中でもサーフィン会場としては非常に価値があるので周辺環境整備をすべき、あるいは宿泊施設も整備すべきだという意見もあります。県の負担を考えれば、そのような取り組みの中で、なるべくは指定管理料はなくなるほうがいいのではないかと。そのような施設にしていくという考えはないのですか。

○安里修環境再生課長　当公園は平成5年に開催されました全国植樹祭を記念しまして、中南部地域の緑化施設の拠点ということで整備させていただいております。この関係で公の施設の指定管理ということで整備させていただいて、今後も緑化施設の拠点という位置づけで活用していこうと考えております。先ほどおっしゃられましたサーフィン利用の方については、今後、公園内の施設をどのようにうまく活用してもらおうかということもいろいろ検討していこうと考えております。当面は公の施設の中で維持をしていこうと考えております。

○座波一委員　　指定管理制度の民活という趣旨からいっても、その辺は検討していないと、どんどん指定管理がふえてきていますので、県は財政改革という意味からも検討したほうがいいと思います。よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 利用率が余りよくないという話があったのですが、どういった方々が利用しているのですか。写真を見ますと、ここは広場になっていますよね。公園の活性化の中で広場を公式のサッカー場として整備して利用率を高めるといった要望などはないのですか。

○安里修環境再生課長 当該多目的広場については、現在も少年サッカー大会などを自主事業として開催しております。また、サッカーの地区大会も催されておりまして、土日などは少年などのサッカー大会に非常に利用されております。サッカー場ということで限定してしまうと、その目的に応じた施設の整備と、その利用についても限定されてしまいますので、今は、多目的広場という位置づけで、特に専用のサッカー場として整備する計画はございません。

○上原正次委員 公式のサッカー場として整備したほうが利用率は上がると思うのですが、県としては、全国植樹祭を記念した公園なのでサッカー場として整備する考えはないということなのですか。

○安里修環境再生課長 我々もいろいろなところで検討させていただきました。サッカー場として整備するには規格が少し小さいということがございます。それから、芝の管理費が非常にかかるということがございます。現在は、土日の少年サッカー大会や地域の中学生も含めた大会なども運営されているということもありまして、専用のサッカー場として位置づける考えまでは至っておりません。

○上原正次委員 この広場にはナイターの設備は設置されていますか。

○安里修環境再生課長 ナイターの設備は設置されておりません。

○上原正次委員 ナイターの設備を設置する考えはないですか。

○安里修環境再生課長 現在、この施設につきましては活性化基本計画を策定しまして、地元や関係機関を含めていろいろ議論をしていただいている最中です。その中で、今のお話も含めて俎上にのせて検討させていただければと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 私はこの問題をかなり取り上げてきましたが、一度失敗するとなかなか取り返しにくいので、平和創造の森構想でも失敗は許されないと。競技種目についてもどうするのかと言ってきたつもりですが、当時、皆さん方は私どもの計画で大丈夫だと答弁しましたが、大丈夫ですか。

○安里修環境再生課長 先ほど利用率の話が出ましたが、平成10年度から平成17年度まで、直営で管理しているときは、年間の利用者数が6万9000人ほどでした。現在、指定管理者に移行しまして、この11年間の実績として平均で約8万4000人ということで、指定管理に移行して約21%、1万5000人程度、利用率が向上しております。今回の指定管理の募集要項についても、年間5%程度の利用者の増加を目指して活性化計画をつくるようにということを記載しまして、今回の応募者については5%を達成させ、5年後には9万人台にしていくという計画を持っていますので、今後の指定管理者の頑張り、我々とも協議をしながら施設の充実もしていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が頑張って絶対成功させるということですから、これ以上言いませんが、私はごみ山でしょっちゅう問題提起をしてきた立場がありますので、ああならないようにたがを締めて、県民の負託に答えて成功させるという決意だけ述べてください。

○安里修環境再生課長 この現場につきましては、第44回全国植樹祭の会場を記念の森として整備させていただいております。平成31年の秋に全国育樹祭ということで、再整備も含めて考えていきたいと思っております。それを踏まえて、今後、中南部地域の緑化の拠点としていろいろな活用を考えていきたいと思っておりますので、今後とも頑張らせていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、環境部関係の請願第5号及び陳情平成28年第45号の4外21件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 環境部所管の請願及び陳情につきまして、お手元の資料2、土木環境委員会請願・陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の請願及び陳情は、請願が新規1件、陳情が継続18件、新規4件、計22件となっております。

初めに、新規の請願1件につきまして御説明いたします。

資料1ページをごらんください。

請願第5号被災動物救護体制の確立に関する請願につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきまして、被災動物の救護体制については、県の地域防災計画や動物愛護管理推進計画において、県、市町村、獣医師会、動物愛護団体等が連携協力して構築することとしております。これまで、具体的な救護体制として、平成25年10月に、九州各県及び山口県と、職員の派遣、物資の提供、被災動物の保護収容等の応援協定を締結し、平成28年の熊本地震発生時には、実際に本県から獣医師職員の派遣や物資の提供を行ったところです。また、県と獣医師会は、平成26年10月に、被災した愛護動物の救護活動を実施し、被災動物やその飼養者に対して必要な支援を行うための協定を締結しております。県としましては、他県事例の収集や関係団体等の意見集約を図りながら、県内の救護体制をより一層充実させるとともに、定期的な図上訓練の実施についても検討してまいりたいと考えております。

記の2につきまして、県では、譲渡機会のさらなる拡大を図るとともに、大規模災害時における収容施設等を確保するため、現在使用されていない県有施設の利用を検討しているところであります。県としましては、今後、市町村、獣医師会、動物愛護団体等とも連携協力して、適切な施設の配備に努めてまいりたいと考えております。

次に、継続の陳情18件につきまして、処理方針に変更があった箇所を御説明いたします。

資料8ページをごらんください。

陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情につきましては、11

月20日付で許可取消処分を行ったことから処理方針を大幅に変更しておりますので、変更後の処理方針を全て御説明いたします。

県では、同処分場周辺地下水中のヒ素等が基準値を超過したことから平成26年1月に生活環境保全上必要な措置を講ずるよう改善命令を行っており、その対策として事業者は、最終処分場の表面をシート等で覆うことにより雨水の浸透を防ぐとともに、処分場周辺に設置したバリア井戸で地下水を揚水し既存の施設で水処理してきたところです。このような中、県は平成28年8月に情報入手し、5回の現地調査及び5回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、許可業者が不法投棄など情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき許可取消処分を行いました。県としては、同処分場の超過廃棄物の処理及び地下水の汚染防止対策については、原因者である同社の責任において行うべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適正に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かどうか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。」に修正しております。

続きまして、資料15ページをごらんください。

陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

4段落目につきまして、「平成29年11月4日には、県共催のもと、県内で4回目のシンポジウムを開催し、国立自然史博物館の設立に向けた県民の機運醸成を図っているところであります。」を追記しております。

続きまして、資料27ページをごらんください。

陳情第98号沖縄市北部産廃処分場に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

3段落目以降につきまして、このような中、県は平成28年8月に情報入手し、5回の現地調査及び5回の聞き取りを行った結果、廃棄物が不法投棄されていることを確認しました。廃棄物処理法では、許可業者が不法投棄など情状が特に重い違反行為を行った場合、許可を取り消さなければならないと規定されていることから、同法に基づき許可取消処分を行いました。県としては、同処分場の超過廃棄物の処理及び地下水の汚染防止対策については、原因者である同社の責任において行うべきものと考えており、同社及び同社役員に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、適正に処理するよう求めていくこととしております。あわせて、同社が行う廃棄物の処理や改善方法等が適切かど

うか、有識者の助言を得ながら監視を強化し、改善を徹底していきたいと考えております。」に修正しております。

次に、新規の陳情4件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料34ページをごらんください。

陳情第122号国立沖縄戦没者墓園裏のごみ回収と遺骨収集を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

1及び2につきまして、県では、平成29年5月に県及び糸満市の関係部署合同で現地調査を行うとともに、調整会議を開催し、不法投棄されたごみの回収方法、各関係部署の役割分担、当該ごみの撤去に係る事業の導入等について検討してきたところです。不法投棄ごみについては、行為者による原状回復が原則ですが、行為者が不明な場合等は、土地の所有者若しくは管理者が清潔の保持に努めることとされていることから、県及び市の関係機関で対応を検討しております。平成29年度は、臨時的な対応として、県環境部がボランティア回収を実施することとしており、引き続き、関係者による回収・処理を促進してまいります。

続きまして、資料36ページをごらんください。

陳情第124号ペットを受動喫煙から守る条例の制定を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物を取り扱う場合には、必要な健康の管理及び動物の種類、習性等を考慮した飼養または保管を行うための環境の確保を行わなければならない旨が規定されております。また、環境省が平成22年2月に策定した、住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインには、たばこの副流煙は、人だけでなく、一緒に暮らす犬や猫の健康にも悪影響を与える可能性があり、受動喫煙の害に気をつけるよう記載されております。このようなことから、県では、動物の健康管理に係る環境の確保等を図るため、適正飼養のための講習会の開催や、チラシ、パンフレット等の配布による普及啓発を行っているほか、自然保護課、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所のホームページで、ペットの受動喫煙に注意を促すなどの対策を講じているところです。ペットを受動喫煙から守る条例の制定につきましては、他県の状況等も踏まえながら、制定の必要性を含め検討していきたいと考えております。

続きまして、資料37ページをごらんください。

陳情第149号沖縄県環境影響評価条例に県の特殊性への配慮を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

1につきまして、沖縄県環境影響評価条例では、環境の保全に関して特に配

慮すべき地域として、国立公園内の特別地域など環境法令及び県の環境関連条例に基づき指定された地域を特別配慮地域と設定しております。水源の保全については、それぞれの地域において、その目的に応じた関係法令により個別に対応する必要があると考えております。そのため、特別配慮地域に水源の保全を目的として北部ダム地域及び宮古島を追加することは困難であると考えております。

2につきまして、沖縄県環境影響評価技術指針では、環境影響評価を行うべき環境要素を定めております。化学物質、重金属については、現在においても水の汚れ、地下水の水質の項目で調査、予測及び評価が実施されております。

続きまして、資料39ページをごらんください。

陳情第150号沖縄県環境影響評価条例の対象事業の追加を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

1につきまして、現在の沖縄県環境影響評価条例では、大規模な土地造成を伴う広範囲にわたる開発事業であるにもかかわらず、環境影響評価の対象となっていない事業があるため、改正案では土地の造成を伴う事業を対象事業に追加することを検討しております。条例改正案の検討に当たり、特定の事業を想定したものではありませんが、条例が改正された場合には、これまで対象外であった大規模な土地造成を伴う事業が対象となる可能性があります。

2につきまして、沖縄県環境影響評価条例では、事業とは、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいうとしております。事業の範囲は、当該特定の目的を達成するための内容が含まれる範囲であることから、個別具体的に事業の施行区域を判断する必要があると考えております。

以上、環境部所管の請願及び陳情について、処理方針を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、陳情第122号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明を求めます。

中里智子平和援護・男女参画課副参事。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 続きまして、子ども生活福祉部所管の陳情処理方針について、御説明申し上げます。

資料の35ページをお願いします。

陳情第122号国立沖縄戦没者墓園裏のごみ回収と遺骨収集を求める陳情につ

いて、記事項1の遺骨収集に係る部分を御説明します。

糸満市については、平成24年度に市史等の資料調査や字ごとに戦争体験者、地域住民等に聞き取りを行う方法で、戦没者未収骨ごう等調査を実施したところではありますが、摩文仁地域における未収骨情報は得られていない状況にあります。県としましては、今後、確度の高い未収骨情報が得られた場合には、国に対して情報を提供するとともに、協力して遺骨収集に取り組んでまいります。

以上で、子ども生活福祉部所管の陳情処理方針について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情について、先ほど処理方針の変更がありましたので、その経過も含めて改めて確認していきたいと思えます。今、問題になっている不法投棄の件ですが、実際には三、四年前に投棄されていたという状況が皆さんの答弁からこれまで出ているわけです。平成25年から平成26年ごろに投棄があったということを確認していると。ただ、処理方針によると平成28年8月に情報を入手したということですが、平成25年、平成26年ごろには保管なり、一時的に超過をしている状態だということを確認していたのではないかということについてお尋ねいたします。

○松田了環境整備課長 今回、2カ所で不法投棄を確認しておりますが、そのうち1カ所については、ごみ山の超過廃棄物のごみを処理するために一時的に仮置きをしたいという報告があったとの記録が残っております。ただし、県は覆土をして埋めることは認めておりませんので、今回の行為は不法投棄で法律違反であると認識しております。

○仲村未央委員 もちろん、不法に投棄され、しかも埋めるということは許されることではありません。ただ、一時的に超過をして仮置きをしているという状況は、少なくとも平成25年、平成26年あたりから報告があり、それを一時仮置きとして認めるというやりとりがあったということは確認できますよね。

○松田了環境整備課長 当時の担当に確認しましたところ、一時的にそこに置きたいという書類が出ていたが、それはあくまでも一時的なものであったので認めたのではないかと。明確に文書で認めると回答をした記録は残っておりません。

○仲村未央委員 そうなると、既に超過をして仮置きをしなければいけない。すなわち、直ちに処分ができない状態が当時からあったということを皆さんは現認をしたのか。それから、その後、一時的に仮置きをしなければいけない量のごみが一体どの程度あり、仮置きをした状態から適正に処分されたのか、それとも仮置き状態で置かれたままなのか、そのあたりの確認はどうしていたのですか。

○松田了環境整備課長 この件につきましては、保健所で逐次指導し、早く処理しなさいという指導注意票を交付することがあったと聞いております。この事業者につきましては、これまで6回の改善命令を出しておりますが、仮置きの量が自社の敷地内にもかなりありまして、これを県外に搬出する、あるいは熔融炉等で減容化する処理を早急に行うべきだということは、その都度、助言しておりましたが、県外に搬出する費用がなかなか出せないということで、仮置きをせざるを得ないという説明が何度かあった状況でございます。

○仲村未央委員 自社の処分場も含めて超過の状態が続いているということ、それが県外に搬出せざるを得ないぐらいに敷地内のあちらこちらに一時保管されている状態はわかっている、実際には改善命令も指示しながら、受け入れるごみの量と置かれているごみの量、それから、搬出をしたかどうかの経過、あるいは結果を確認すれば、一時保管されている状態が改善に至る前に新たなごみを入れているということ、とうに皆さんは確認できたのではないかとということをお願いいたします。そこはいかがですか。

○松田了環境整備課長 受け入れ量については、毎年、廃棄物処理法第18条による報告で確認しております。それから、搬出量一船で搬出したかということ

については報告も受けております。しかしながら、ごみの山を焼却することによってどの程度減量できたかということにつきましてはなかなか把握しにくいと。なぜかといいますと、新たに受け入れている産業廃棄物とごみ山のごみを一緒に燃やしておりますので、なかなか減容化量が把握できないという点がございます。

○仲村未央委員 減容化によって幾ばくかの減量がされたにしても、敷地内に幾らもごみが一時保管されていると。それが処分場に適切に行っていない、処分場も含めて超過しているということは見ればわかったはずなのです。ですから、3年も4年もたつ中でどこにどうなってこうなったのだろうということは、入る分、出る分を指導の中で適切に確認していけば、ここまでの事態に至ったのかと繰り返し思うのです。環境省は、既に平成25年あたりから、そういった繰り返し指導を受けているものに対してかなり厳しい一原状回復責任を全うさせるということを理由にしながら延命をしてはいけませんと。許可を繰り返し出すことはよくないという指導がありましたよね。そういうことも踏まえるならば、不法投棄に至る前のもっと早い段階で超過をしているということの深刻さは確認できたのではないかと思うのですが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 先ほど環境整備課長からも説明がありましたが、平成23年ごろ、改善のための一時的な仮置きということで県に報告があったということですが、覆土などとは言わずに、保管基準を守って飛散しないようにしなさいという形で指導していたところがございます。その後いろいろな報告の中で改善量なども出てきて、処理されているという報告を受けていたところがございます。そういったところで、覆土がされているという状況をなかなか確認できないという事実がありまして、指導ができなかったというのはそこにあるかと思っております。改善がされているという報告もありますし、覆土されている状況ではなかなか我々も確認できなかったというところがあります。その中で、今回、覆土がされたことについては明らかに不法投棄であるということで、処分に至ったという経緯でございます。

○仲村未央委員 不法投棄に対する皆さんの指摘、指導が遅かったということがあったとしても、それが許されるものではないということについてはわかります。もう一つは、リサイクルや分別について、建設関係や食品関係などの産業廃棄物は法で規定されていますよね。一般廃棄物については、分別をするという適正な処理の範疇に入ってくると、法の確認なのか、それとも、政策誘導

で各自治体と住民の関係、あるいは収集運搬業の許可の中で誘導されているのか、そこを改めてお尋ねいたします。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法では、一般廃棄物につきましては市町村が自治事務として処理をする義務がございます。その中で、政策誘導としまして県もリサイクルを進めるべきだと。あるいは容器包装リサイクル法といったような一般廃棄物のリサイクルの法律もございます。市町村にとっては、燃やすごみが大量にふえますと炉も大きくしないといけませんし、コストもかかると。それよりはリサイクルをしたほうが安く済むし、コスト的にも非常にいいということもございまして、最終的に自治事務の中でどういう物品をリサイクルしていくかということにつきましては市町村が判断をすることになっております。政策誘導でリサイクルを推進していくことは、国あるいは県が政策として施行しているという状況でございます。

○仲村未央委員 そのように理解をしています。法でこのようにしなければならぬとか、違反であるとか、法的にこれが正しいというよりは、むしろ政策誘導の中で一般廃棄物についてはなるべく分別をし、ごみの減量化によって炉の延命も図ると。ダイオキシンのこともあります。政策誘導の中における適正な処理という範疇にいくと、通常、家庭ごみは分別をして収集運搬がされ、収集運搬に当たってもそれは緊張してとるわけです。見きわめて、混合していれば置いていくということろまで来ているのです。一方で、事業所系の一般廃棄物についてはどうなっているのか。当該処分を受けた会社は、混合しているもの一つまり、通常の一般廃棄物であれば分別が適切だと。先ほどの話の延長で、誘導されているところではない形で、混合したままの状態を引き受けていたというのが現状だったのですか。

○松田了環境整備課長 市町村によっても違いますが、事業系の一般廃棄物、例えば、飲食店から出るもの等につきましては、分別をしないで収集運搬業者が分別をする場合と、分別したものを収集運搬業者が運ぶ場合があるかと思えます。株式会社倉敷環境においては、主に家庭等から出る家具類などの粗大ごみ、事業系の一般廃棄物につきましては市町村の委託、あるいは許可をいただいて処理していたと聞いております。

○仲村未央委員 つまり、他の事業者と違って、分別なりをしないものをたやすく受け取っていたという状況なのかということです。

○松田了環境整備課長 一般廃棄物につきましては詳細を把握していないところがございしますが、産業廃棄物について、特に小規模な建設現場から出るものは建設リサイクル法の対象外となっていて分別の義務がなく、そういうものについては混合されたまま引き受けて、焼却するという処理が行われていたと聞いております。

○仲村未央委員 今、問題になっている米軍のごみは、産業廃棄物と認識して受け取っているのか、事業所系の一般廃棄物として受け入れているのか、契約上どういう整理でやってきているのでしょうか。

○松田了環境整備課長 県の考え方としては、廃棄物処理法に照らして一般の事業者と同じような取り扱いをしております。したがって、米軍基地内の家庭等から出るごみにつきましては一般廃棄物と。それから、米軍でも整備場等から出る廃油や廃タイヤなどにつきましては、産業廃棄物として取り扱う事務所を通じて、県内の許可を得た産業廃棄物の収集運搬業者と契約をして、マニフェストもとっております。生活系のものにつきましては、沖縄市の許可を得た収集運搬業者一株式会社倉敷環境のことでありますが、収集運搬と処理を行っている状況にございました。

○仲村未央委員 問題になっている一般系のごみの分別のありようについては、契約は民間なので、もともと適正な処理の法的根拠はないわけですね。あくまで政策誘導でやっている。相手方が事業者であれ、民間であれば自治体が引き受けるに当たっては、当然、炉のことを考えてかなり厳しい分別が求められるでしょう。ところが、相手方が米軍であり、いわゆる日本の法律を守るという前提がない、それから、自治体が受け入れる義務もないという関係の中で、分別されないまま引き取ってきたということが、環境に対しても非常に地域のストレスを生んできたわけです。それが積み上がって超過していくということになると、適切な処理という範疇であっても分別を徹底するということが県の政策的立場といいますか、市町村が一義的に行うものであっても、対象業者も含めて最終処分の管理者にどれぐらい厳格にそこを求めていくかということが問われると思うのです。そこはどのように認識されていますか。

○松田了環境整備課長 この問題は、従来から県も状況を把握しておりまして、米軍の生活系のごみにつきましては株式会社倉敷環境と、うるま市の業者が処

理をしております。2社とも収集をして自社の敷地内でごみを広げて人手で分別しているという状況がございましたので、たしか平成15年にも分別が必要だという説明を米軍に行っております。その後も県として必要だという認識はずっと持っております、今回も株式会社倉敷環境の取り消しに伴って収集処理がストップしていることにつきまして、米軍には、分別が行われていないので市町村としては引き受けるのが難しいと。したがって、今後、分別が必要であるという説明を行っております。

○仲村未央委員 米軍の全体の状況ですが、県外と比較して、どこの施設においても分別されない状態で民民契約の中で引き取ってきているというのが通常なのか、それとも、米軍施設によっては自前で焼却処分しているところもあるのでしょうか。

○松田了環境整備課長 県は今回の件に伴って調査をしております、たしか4カ所の自治体につきましては焼却するごみ等を受け入れていると。ただし、米軍は分別をしていないので、民間の事業者が収集して、分別をしたもののみ市町村で受け入れているという状況が把握できております。

○仲村未央委員 自前で施設内で焼却をしているところは確認できますか。

○松田了環境整備課長 現時点で私どもが調査している範囲では、米軍基地内で自前で処理しているところは確認できておりません。

○仲村未央委員 先日、二次被害は起こりませんと部長は答弁されましたが、今、米軍施設内にどれぐらい滞留しているのか、それについて確認の手段はありますか。

○松田了環境整備課長 先ほど申し上げましたが、11月27日に米軍に対して保管する際の廃棄物処理法上の基準について説明しております。例えば、飛散しないようにすることなどの説明をしております、米軍からは基準に沿った形で保管していきたいというお答えを得ております。29日には、嘉手納基地内の保管状況について県の職員と沖縄防衛局、読谷村の職員の3者で米軍のエスコートで現場を確認しております、その際には飛散防止対策がとられているという状況を確認しております。その後もふえていますが、その後の保管状況については確認できておりませんので、沖縄防衛局を通じて、どうい

ところに保管しているのか、それから、現場の立ち入りについてもお願いしているところがございます。

○仲村未央委員 施設内にある状態については、施設の管理権は米軍にあるわけですね。ごみと言えども財産権としては向こうにあるわけで、皆さんが立ち入る根拠は基本的にはないのではないかと。つまり、法的な手続にのっとって立ち入ったり、監視をしたり、あるいは国内法の基準を当てはめて指導する立場というのは何の担保もないと思っておりますが、これまで自治体と米軍の間で確認されたシステムがあるのですか。

○松田了環境整備課長 11月27日に我々が米軍に説明し、28日に読谷村に一時仮置きすることについて米軍と沖縄防衛局と県で状況説明に行っております。その際にも、読谷村からきちんと保管されているかどうかについて村あるいは県も一緒に確認できるような体制にしてほしいという要望が出されまして、米軍としてはできるようにしたいという回答をいただいております。

○仲村未央委員 そのように会話が成り立っていることはわかります。ところが、相手はそれを守る根拠があってやっているのか、義務があるとすれば何に基づいて環境基準を共有しているのか、守る義務がないとすれば、今はある意味、超法規的といいますか、法に基づかない、何らかの手続を介さない、あくまでも緊急対応的な措置として状況が推移しているということなのか、そこを聞いているわけです。

○大浜浩志環境部長 その辺はなかなか難しいところですが、今、緊急避難的に行っているのが事実だと思います。その中で、11月29日から確認できていないところがありますので、それを早急にしたいということで申し入れをしているところです。コミュニケーションは十分とれている状況なので、その辺は大丈夫かと思っております。

○仲村未央委員 例えば、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定—環境補足協定や日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—日米地位

協定の何らかの合意事項、あるいは日本環境管理基準—JEGSあたりで、それを確認するようなシステムは確立されていないということですよね。そうであれば、そのことについて今回のことも踏まえて踏み込んで、日本基準として持ち出しているJEGSをお互いにどう共有できるのか、させられるのか。日本の法令の基準に照らして、相手が意思をもって、あるいは手続をもって法的に確認されない限りは一時的なその場しのぎの対応ですよね。そこは正式に沖縄防衛局なりを通じて日米合同委員会に上げていくということが、今、非常に問われている段階ではないかと思うのですが、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 委員のおっしゃるとおりです。今は米軍も処理を進めたいという中での協力体制ができているかと思えます。その長期的な米軍基地内での法的な根拠なりを含めて、今後の課題だと思っておりますので、その辺は環境省とも連携をとりながら対応していきたいと考えております。今は急な対応をしていると御理解いただければと考えております。

○仲村未央委員 ごみ山の処理について責任は事業者に戻すということで、処理方針にもありますが、措置命令をしていくと。向こうは収益がとまるわけですから、もし、この命令が受け入れられないと、それに対して対応する能力が示せない、あるいは、そもそも措置命令に対して疑義があるということになった場合、対抗措置なり、不履行という形に一皆さんはその後どこまでの展開をもって対応に当たっているのですか。

○松田了環境整備課長 超過廃棄物の処理、それから、地下水の問題、不法投棄されたごみの回収—事業者は回収したと言っておりますが、全量回収したのかということについては確認できておりませんので、それは確認することとしております。その問題につきまして、基本的には行為者である事業者の責任で原状回復してもらおうというのが県の方針でございますので、その義務を課すために廃棄物処理法第19条に基づく措置命令を発出する予定にしております。ただ、まだ地下水の状況等、詳細に把握できていないところもございますので、専門家の意見も聞きながら、緊急的に対応すべき事項と中長期的に処理していくべき事項ということで、段階的に措置命令をかけまして、最終的には超過廃棄物の処理、地下水の保全、不法投棄した廃棄物の全量撤去と原状回復の3つの処理をさせたいという段階でございます。まずは措置命令をかけて、義務を課して、事業者の対応を促すという段階でございますので、現時点ではその後の対応については検討できていない状況でございます。

○仲村未央委員 その義務を放棄したらどうなるかというところについては、今後のこととなるわけですか。この間、土木環境委員会でも代執行の話がありました。そのあたりの道筋はどうなのでしょう。

○大浜浩志環境部長 本会議でも答弁させていただきましたが、一義的には事業者責任を課するのが法の流れでございまして、それでも進まない場合は次のステージに入ってくると思います。そういったものがあって生活環境保全上も支障が出ているということであれば、廃棄物処理法第19条の8に基づきまして県による代執行という流れもあるわけでございます。現段階では1つ目のスキームとしまして事業者責任を課して改善させるというところを徹底させていきたいと思っております。その後、また検討していきたいと考えております。

○仲村未央委員 地下水汚染について、下のほうで出ているということは通常考えられますが、現場の方々の指摘では、地形的に高いところからも出ているのではないかと。雨水等に含まれて処分場から超過しているところを伝って流れて、上のほうにまで汚染の状況が確認できるのではないかと指摘もありますが、そこはどうですか。

○松田了環境整備課長 同社の地下水脈の流れにつきましては、道路を挟んで処分場と焼却施設がございまして、地下の地層等から、この道路が分水嶺になっているだろうと我々は判断しておりまして、その判断からすると、委員御指摘の地下水の最終地点一ナンバー4の地点が地下水路としては一番高いところで、そこは基本的に処分場の汚染を受けていない地点ではないかと見ておりましたが、現時点ではそこからも基準値を超えるデータが出ております。そこにつきましては、今後、専門家の意見も踏まえて内容について判断していくことを検討しております。

○仲村未央委員 いずれにしても、そもそも分別されず混合したものが積み上がってきたという中で、こういった汚染も含めて管理のあり方につながっていると思われまますので、やはり分別の誘導というのは県の姿勢が大きく問われると思います。それから、米軍に対しては、現に起こっていることの監視については適切な法基準でということ部長は答弁されましたが、実際には同じ環境を共有していても、フェンス1枚隔てて、そこは管理が及ばないわけで、仕組みも何もなく、その場しのぎで対応している状況の中では根本の仕組みが整

わないと周辺の環境はフェンスがあろうとなかろうと共有されてくるわけです。ですから、この件も象徴的に出たと思いますが、ここは手をこまねいている時間が長過ぎたのではないかと思うのです。これについて再度伺って終わります。

○大浜浩志環境部長 同社につきましては、今まで米軍のごみ、一般のごみ、産業廃棄物のごみということで一廃棄物はどうしても価格が安いところに動いていく性質がございますので、そういった関係で同社につきましては混合系のごみなどを安価な値段で引き受けたということで、過剰になってごみ山を形成して不法投棄までいったという一連の流れがあると認識しております。それから、いろいろな形で市町村がそこに処理させているという状況もございました。米軍のごみも今まで2社で処理していたのですが、これを機に法的な根拠なりも改めて整理したいと思っておりますし、ごみ山や地下水につきましても職員全員でしっかり対応しているところがございますので、御理解をいただいて、ぜひ改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、塩屋湾の遊歩道の整備について、処理方針の中で施設整備に向けた整理を行っているところでありますと。その中身について説明願いたいと思っております。

○金城賢自然保護課長 塩屋湾の遊歩道の整備ですが、こちらは昨年9月にやんばる国立公園になりました。国立公園の整備事業については、基本的に環境省が行うこととなります。ここにつきましては、環境省、沖縄県、大宜味村で調整を行ってきております。具体的には平成28年9月8日、11月7日、平成29年2月16日、8月2日、これまで計4回、調整を行ってしております。最初、大宜味村はこの事業に一括交付金が使えないかということも検討したようですが、国立公園の整備については基本的に国が行うということなので、国で整備ができないかどうかについて大宜味村と鋭意調整をしている段階でございます。

○具志堅透委員 調整していることはわかるのですが、可能性と申しますか、見通しについてはどうですか。

○金城賢自然保護課長 国が整備を行う場合には、整備事業の予算等も限られていますので、公園計画に基づいて特別地域といった優先的に整備するところがあります。大宜味村は国立公園の第2種特別地域に指定されておりますが、整備するに当たって利用率などが国の基準になかなか満たない部分がありますので、その辺を引き続きしっかり検討していきたいと思います。

○具志堅透委員 村独自で国に要請に行ったり、しっかり頑張っているようなので、ぜひ実現に向けて担当部局として頑張っていたいただきたいと思います。

陳情平成28年第107号産業廃棄物の最終処分場に関する陳情に関して、許可を取り消したということで、会社そのものも当然よくないだろうと思いますが、現にあるごみ山をどうするのかという一今、許可を取り消しをした段階で、ごみ山をどう処分していくのか。長年、山積みにされて、汚染水も出てくるだろうと。その汚染防止対策については、原因者である同社の責任において行うべきであるということはわかりますが、果たして実行できるのかどうかという部分はどう考えていますか。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法の趣旨に従いまして、まず行為者に義務を課すために現時点で廃棄物処理法第19条に基づく措置命令を発出するという手続を行いたいと考えております。措置命令を発出した場合、同社及び役員は処理しなければならないという義務が発生しますので、義務が発生させて明確に処理責任を課すという手続を行い、その上で同社あるいは役員が仮にできないという状況になれば、その時点で次の対策を検討していくという流れになっております。

○具志堅透委員 皆さんの計画はわかるのですが、実際に実行できますか。その会社はもうないのでしょう。役員個人に義務を課すといっても、その方々はどこから収入を得てどのように処理するのですか。

○松田了環境整備課長 同社はまだ存続しておりまして、我々は不許可にしましたが、新会社が同社から施設を賃貸して炉を運営していきたいということで借り受け申請が出ております。そういうことからすると、同社は炉の賃貸契約に基づきまして収入が発生するものと考えております。

○具志堅透委員 今、株式会社倉敷環境が新たに会社をつくると。それを不許

可にしたのでしょう。

○松田了環境整備課長 借り受け申請につきましては、同社の役員一許可を取り消しますと、欠格要件として新しく申請をした場合に不許可になります。したがって、役員以外のものが新しい会社を設立しまして、その会社が株式会社倉敷環境から施設を賃貸借して営業を行っていくということは法律上は可能でございます。ただ、今回、私どもが借り受けを不許可にしましたのは、株式会社倉敷環境の許可を取り消したことによって施設の許可も取り消されたため貸すことができる施設がなくなったということで、借り受けの申請を不許可にしたという経緯がございます。

○具志堅透委員 それでは、どうするのですか。

○松田了環境整備課長 事業者の考えにもよりますが、法律上は新しくつくった会社が新規の設置許可を提出することは法的に可能でございます。その場合、県は許可の基準に適合しているかどうかを審査しまして、適合している場合は許可するという流れになっております。

○具志堅透委員 現にある施設を借り受けることはできないが、その施設に新規に炉をつくることは可能であるということですか。

○松田了環境整備課長 許可を得た施設を貸すということは許可取り消しになりましたのでできません。しかし、今ある施設で新規の設置許可を出すということは法律上できるということでございます。

○具志堅透委員 ということは、当然、処理云々の責任は原因者であり、その役員や社長ということですね。しかし、この方々は会社を設立できないが、名前を変えて会社を設立することは可能であると。そして、新規に炉を借りることは可能であるということですね。そして、その会社で今あるごみ山を年次的に処分していくということですか。

○松田了環境整備課長 法律上は新しい会社が借り受けると。民法上の賃貸借契約をして新しく設置許可をとれば、賃貸借契約に基づいて収入があるということでございます。そうするかどうかにつきましては、新しい会社、あるいは株式会社倉敷環境の意思によるものでございます。

○大浜浩志環境部長 環境整備課長からあったように、法的にはこういう形になっておりますが、どうするかはまだ事業者から聞いておりませんので、そこはしっかり聞いた上で判断していくことになろうかと思えます。そこはこの場で申し述べることができないところもありますので、御理解いただきたいと思えます。

○具志堅透委員 現に残っているごみ山をどう処理するかということが重要であるだろうと。放置もできないし、年数がたてばたつほど汚染されるということは予測されますよね。そこは法的には可能であるという説明ですが、あくまでも当事者である彼らの意向が重要であって—彼らは大丈夫ですか。皆さんは処理させますといいますが、別の者が役員をして……。非常に議論しづらい話ですが、こういうことをしているから問題が起こるのではないかという話です。

○大浜浩志環境部長 そこも事業者から聞かないとわからないところがあるかと思えます。ただ、不法投棄という重大なことがあって、今回は処分しなくては行けないと。処分するに当たっても経済や産業に大きな影響があるだろうということで、慎重に扱ってきて本日に至っているということでございます。今はごみ山がどうなるかということでございますので、それを含めて事業者からもきちんと意見を聞いて判断していきたいと思えます。

○具志堅透委員 部長の言っていることも理解できるのですが、現にごみ山があるわけです。不法投棄の問題だけではなく、その処理の計画といいますが、この処理の方針ならできるということを踏んでいないと、今のような許可取消処分はできなかったのではないかという思いもあるわけです。計画としてしっかり担保をとっているのかということを知りたいのです。

○大浜浩志環境部長 今まで約束もないままに片づけろと言っていたのですが、平成24年に沖縄市、3自治会、倉敷ダム流域振興促進協議会、沖縄県及び事業者の7者で改善進行管理協議会を設立しまして、そこで報告もしながら進行管理をしてきています。年次を打って処理させるということで改善命令をしてきており、12区画に区切って1区画ずつ処分をする。新しい炉が本格稼働して8年以内の平成35年の1月末までに処理をするという合意がありますので、それに向けて進行管理を行ってきている中でこのような不法投棄があったということでございます。それも含めて7者協議会にも報告し、業者とも調整をす

る中で今後の改善をきちんと徹底させていきたいということで臨んでおります。会社がどうなるかということについては、こちらからはなかなか話せないところがあることを御理解いただければと思います。

○具志堅透委員 平成35年までの約束というのは、会社との約束ということですか。

○大浜浩志環境部長 7者での基本合意書の中でうたわれているものでございます。

○具志堅透委員 それが今、取り消しをしたにもかかわらず、平成35年までということは生きているのでそれまでに行うということでもいいですか。

○大浜浩志環境部長 現段階では、それを目標に立てて行っていきたいと考えております。

○具志堅透委員 その処理に係る費用はどのぐらいを見えていますか。

○大浜浩志環境部長 まだどのような処理をするかということもわかりませんので、処理が決まりましたら見積もることになりますが、全国的な流れや、いろいろな事例を見ると数十億円から100億円近くになると。そういう他の事例は御報告できますが、あの山にどれだけかかるかということについての積算は今後の話になるということです。

○具志堅透委員 この問題が出て、200億円はかかるという人もおりました。実際に皆さんがどのぐらいの試算をして、本当に処理できるのかという部分があるのですが、会社側の出方云々という話もありますので、この問題はこの程度でとめておきます。

次に、陳情第9号アスファルト舗装版の切断汚濁水（汚泥）及び粉体（粉じん）の適正処理に関する陳情について、油分を含んだ汚泥は大体意味がわかるのですが、無機性汚泥というのはどういうものを指しているのですか。

○松田了環境整備課長 例えば、飲食店等から出る汚泥等には食品のくずや油などが含まれております。それとは別に、一般のそれ以外の工場等が出る場合の汚泥にはそういったものが含まれていません。無機性の汚泥というのは一般

的に食品や油などの有機物が含まれていないような汚泥のことを指しております。

○具志堅透委員 無害ということですか。

○松田了環境整備課長 汚泥の中に含まれている物質によって、有害な場合と無害な場合があると考えております。

○具志堅透委員 アスファルトの切断汚濁水というのを皆さんは無機性汚濁水と判断していますが、根拠は何ですか。

○松田了環境整備課長 環境省の通知等によりますと油分が5%以上含まれる場合は油と汚泥の混合物として取り扱いなさいということですが、私どもで中に含まれている油分等を調査した結果では0.数%ということで、ほとんど油が含まれていないという状況でしたので、そのような判断をしております。

○具志堅透委員 その場合の処理にはどのような方法がありますか。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法では、汚泥の処理の方法として大きく分けて2つございまして、水を抜いて管理型の処分場等で処理をする、あるいは、焼却処理をした後、最終処分場で処理をする方法がございます。

○具志堅透委員 記の2で言っている粉体はどういう判断ですか。安定型最終処分場での処理は問題ないということになっているのですが、素人から見て、アスファルトを切断するときに水をかけますが、それが汚濁水になるだろうと思います。水をかけずに粉じんになったものは管理型ではなく安定型最終処分場での処理でいいという、その辺が少しわかりにくいのです。

○松田了環境整備課長 乾式の場合は、アスファルトを細かく砕いた破片の集まりということで、瓦れき類として判断しております。

○具志堅透委員 水をかけて切断したものとどう違うのですか。かけないで切断した粉じんが記の2で言われているものでしょう。そうすると、水をかけると有害物質が入って、かけなければ有害物質が入らないという話になるのですか。

○松田了環境整備課長 アスファルトそのものの成分は同じでございますので、泥状であるか粉体であるかの違いによって廃棄物処理法上は処理の方法が異なってくるということでございます。

○具志堅透委員 素材は一緒で、それを切断する過程の工法だけが違うのですよね。そのときに汚泥であるか粉体であるかによって処分方法が違うというのが、少し理解できないのです。

○松田了環境整備課長 当然、有害物質が含まれないというのが前提条件でございますが、廃棄物処理法で瓦れきについては、安定型最終処分場で処理をしてもいいと。ただし、汚泥については脱水等を行った上で管理型最終処分場で処分をするか、あるいは、焼却処理をするかということが法令で定められておりまして、法令の基準にのっとって処理方法を指導している状況でございます。

○具志堅透委員 記の2の処理概要の中で、廃棄物処理法に定められた試験方法で粉体の分析を行ったということですが、県が行ったのですか。

○松田了環境整備課長 当初は土木建築部が行っていましたが、今年度に入りまして環境部でも分析を行っております。その結果、粉体につきまして基準値を十分下回る問題のない値ということが確認できております。

○具志堅透委員 土木建築部の調査結果も一緒ですか。

○松田了環境整備課長 基準値を超過しておりませんでした。

○具志堅透委員 汚泥の部分も基準値は超えていないということで判断していいですか。

○松田了環境整備課長 汚泥につきまして、県では5検体を採取して分析しておりまして、そのうち3検体については分析が終わっておりますが、3検体とも廃棄物の処理基準に照らし合わせると問題ない値となっております。

○具志堅透委員 ということは、先ほどの定義で、例えば、汚泥だからこのような処分の仕方をしなさい—含まれている毒性などの差ではなく、個体なのか

汚泥なのかによって処分の仕方が違うということでもいいわけですね。両方とも有害物質は入っていないということでもいいですね。

○松田了環境整備課長 廃棄物の場合は、有害物質が溶出しないという基準でございまして、それが最終処分あるいはリサイクルされることによって中に入っているものが外に出て行かないという基準で分析しまして、その基準値を満足しているということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情第122号国立沖縄戦没者墓園裏のごみ回収と遺骨収集を求める陳情について、処理概要を読んでも平成29年度は環境部がボランティアで回収ということです。廃棄物の投棄がいろいろ報道されて、その後、パトロールをして現場を確認していると思うのですが、新たなごみの投棄などはないですか。

○松田了環境整備課長 今年度の5月に7カ所のうちの2カ所を確認しておりますが、ごみは数十年前以降に不法投棄されておりまして、当時は崖の上まで歩いて行けたと。しかし、現在は樹木が繁茂しており、なかなか崖のへりまで近づけないということです。我々が見る限り、ごく最近のものは確認できませんでしたので、今は不法投棄をするような状況にはないかと考えております。

○上原正次委員 現場は500メートルほどの距離があって、投棄されたごみが結構積まれているということなのですか。

○松田了環境整備課長 私どもが5月に2カ所を見た段階では、1カ所はボランティアでほぼ回収されており、残る1カ所はまだでしたが、そこにつきましては少なくとも数十センチぐらいは積もっている状況でございました。道具等がなかったものですから、その段階でどれぐらい埋まっているかということについては調べておりません。

○上原正次委員 ごみ回収は重機などを導入しないと一結構高い崖と聞いています。平成29年度は環境部でボランティア回収などと書かれていますが、平成30年度はどのような形で対応するのですか。

○松田了環境整備課長 この現場につきましては、いわゆる崖の下のほうにありまして、足場も悪く、機械を入れて一気に対応することがなかなかできないような状況でございますので、どうしても人力での回収になるのではないかと考えております。環境部、土木建築部、糸満市の3者で来年度以降の回収の事業について検討を進めている状況でございます。

○上原正次委員 人的な確保が大変だと思いますが、ぜひ早目の対応をお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第78号軍事基地の建設と米軍及び自衛隊による訓練を沖縄県環境影響評価条例の対象事業に加えることを求める陳情に関して、条例改正の話が大分進んでいるようですが、まず改正の動きについて御説明願えますか。

○桑江隆環境政策課副参事 今回の条例の改正につきましては、現在の条例の対象事業とはなっていない大規模な土地の造成を伴う事業について、現在、対象になっていないにもかかわらず、赤土等の流出や希少動物等環境への影響が大きいということで、改正を検討しているところでございます。

○座喜味一幸委員 改正はいつをめどに進めるのですか。

○大浜浩志環境部長 現在、各方面に意見照会し、パブリックコメントもとっている段階でございます。それが整うと2月定例会を目指して検討できればと思っております。施行については、まだはっきりしたことは言えませんが、通常、環境影響評価条例の改正であれば6カ月後ないし1年後という形になるかと考えております。

○座喜味一幸委員 今回、条例を改正しなければならない大きな課題というのは何なのでしょう。

○桑江隆環境政策課副参事 今回、改正に至りました経緯について御説明いた

します。まず条例の制定が平成12年にありました。また、平成23年に条例の改正がありまして、改正をする際に環境審議会に諮問しているのですが、その中で条例の内容及び対象事業については今後の社会状況に応じて検討するよう答申を受けております。平成17年に恩納村で行われている沖縄科学技術大学院大学の事業がありまして、その事業が約80ヘクタールの事業なのですが、現在の条例の中では対象事業になっていないと。対象事業というのは、例えば、土地区画整理事業などの事業種を指定しているのですが、沖縄科学技術大学院大学の事業については対象事業に当たっていないということがありました。ただ、同じように大規模な土地の造成を行うものですから、環境への影響が非常に大きいだろうということで、課内でも問題になっていたということを知っております。その後、平成24年に自然エネルギーの固定価格買取制度が開始され、全国的にも大規模なメガソーラーや太陽光発電などの事業がありましたので、他府県で事業種を指定しないような大規模な土地造成事業について改正を行っているところがありました。そのような状況も踏まえて、今回、改正の検討に至ったということでございます。

○座喜味一幸委員 沖縄科学技術大学院大学の約80ヘクタールの造成のときに、どういう問題がありましたか。環境影響評価条例を変えなければならないほどに既存の条例を逸脱した問題があったのですか。

○大浜浩志環境部長 沖縄科学技術大学院大学—O I S Tの件ですが、約80ヘクタールで行いましたが、対象事業種ではないということで、事業者と調整の末、自主的なアセスということで条例に準じた形で手続をしていただきました。その際、一番問題になった沢のところでは、天然記念物のイボイモリなどがいたりしましたので、事業を変更してスカイウォークをつくり、大事なところを残したといういい事例がございます。こういった事例も見ながら、条例につきまして改正を検討してきたという経緯でございます。

○座喜味一幸委員 公的な機関が行う場合は、対象ではなくてもいろいろな環境の調査や調整をしながら進めていくので、今までの事例ではほとんど問題はないと思っています。特に、民間のコスト削減や利益追求という場合に環境の問題はよく出てきます。今回、土地の造成に係るという点において条例を変えるのですが、土地の造成に係る事業とは何なのか。明確に課題と方針をはっきりしておかないと物すごい大きな影響があると思っているので、あえて聞きます。土地の造成の事業とは何なのか。

○大浜浩志環境部長 土地の造成を伴う事業全てということではなく、対象事業種と規模要件があるということをお理解いただきたいと思いますが、現在、20ヘクタール以上を対象事業としたいと考えております。同じような土地区画整理事業、スポーツレクリエーション施設の事業、住宅団地などは20ヘクタールという規模要件を設定して現在まで来ているところでございます。1ヘクタールから全てということではなく、ある程度大規模な土地の造成を伴う事業がこの中に入っておりますので、環境に配慮した事業ができると我々は思っております。環境影響評価制度は許認可ではないということをお前提にしており、いろいろな方々の意見を聞いて環境に配慮した事業計画をつくり上げていくという大きな目的がありますので、同じ開発をする規模以上のものについては環境配慮が必要だと考えているところでございます。

○座喜味一幸委員 20ヘクタール以上の大規模な開発の場合は環境アセスの対象になっていますよね。

○大浜浩志環境部長 それは土地区画整理事業などの事業です。ですから、今、西普天間地区で行っているものは土地区画整理事業ということで環境アセスをしているわけです。沖縄科学技術大学院大学などは沖縄科学技術大学院大学事業という事業種が条例の中にはないものですから、対象事業ではなかったということです。

○座喜味一幸委員 今後、そういう特定の事業については、条例の中で個別具体的に附則をつければ読もうと思えば読めるのではないですか。

○大浜浩志環境部長 条例をつくるときの比例原則、公平原則がありますので、1つのターゲットの事業種を入れるということではなく、土地区画整理事業、土地の造成を伴う事業ということで検討しているということです。

○座喜味一幸委員 今回の陳情を見ると、宮古島の自衛隊や関連するダムの話などが表に出て、環境影響評価条例を改正しようというような背景があって、辺野古を含む問題にしても、承認のときの附帯事項としての環境条項が大衆運動の大きな根拠になっているわけです。環境影響評価条例というのは、本来そういうことを問題にするものではないと思っています。具体的に聞きますが、例えば、赤土が出るとか天然記念物等がいることに関しては、きちんと調査し

て工事をとめなさいと言わんばかりの要請ですよ。そもそも、本来の環境影響評価法に合わないような内容になっていませんか。

○大浜浩志環境部長 陳情の内容につきまして、私がコメントすることはできませんが、我々としては個別具体的な事業をターゲットにしたものではないということを答弁させていただきました。

○座喜味一幸委員 具体的に事業の進め方、開発行為について聞きますが、赤土を流してはいけませんというのは、沖縄県の条例に基づいて工事の共通仕様書、特記仕様書等々の関連で全て縛られていますよね。排水、騒音、大気等に係ること等も共通仕様書の中で各法令を遵守しなさいと書いていますよね。

○大浜浩志環境部長 直接、特記仕様書等は見られませんが、個別法で規制を受けるとするのは当然のことです。環境影響評価は事前に行う環境配慮でございますので、空港をつくる、発電所をつくる、道路をつくるという場合も個別具体的に法律の規制があります。その前に事業者としてどれだけ環境に配慮をして事業行為が行われるかという前段のところでございますので、許認可ではないというのはそこです。その前に環境影響評価を行い、環境に配慮して事業を行うというのが環境影響評価の目的でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○座喜味一幸委員 この辺は、履き違えている部分が多いかと思いますが、ここ二、三年で環境影響評価法、もしくは環境影響評価条例に該当するような事業は、主にどのようなものがありましたか。

○大浜浩志環境部長 わかる範囲ですが、宮古島でいいますと、今、宮古島の公園計画の手續に入っています。それから、新石垣空港、那覇空港、普天間代替施設、西普天間、泡瀬ゴルフ場跡等々があるかと思います。

○座喜味一幸委員 環境影響評価法あるいは条例の対象となった事業は、環境アセスのいろいろな評価、審査を通して、県としては承認ということになるのですか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価は許認可ではありませんので、そういう配慮をしていただくということになります。その後、公有水面埋め立てであれ

ば公有水面埋立法の手續に入っていくということで、一つの意思決定のツールという形で法の解説にもあります。

○座喜味一幸委員 皆さんがいろいろな事業を行うに当たって、環境に対する配慮、処置等に関する計画が出ます。それに関して、適正ですね、その辺はよく注意しなさいというような内容になりますよね。

○大浜浩志環境部長 基本的には、最終的に補正評価書が出てきます。その補正評価書に書かれている環境保全措置をきちんと履行していただければ大丈夫だろうということで、今でも手續を進めていると思っています。

○座喜味一幸委員 保全措置等に関して、これは保全措置として県の考え方と違うような事案はありましたか。

○大浜浩志環境部長 統計はとっていませんのでなかなか言えませんが、基本的にはその流れで行っていると理解しております。環境影響評価はどうしても予測ですから、実際に工事したときに予測が正しいかどうかということはフォローアップ、事後調査という形で行っていくというのが法の趣旨でございますので、そういった形で我々は確認をしていくということでございます。

○座喜味一幸委員 今後、条例を改正するに当たって、より正しく、より公正に条例の改正の趣旨を広く知らしめておかないといけない部分を非常に感じています。これから米軍基地の返還の話で、例えば、主要の基幹道路を20メートル幅で1キロメートルつくったら、環境影響評価条例の対象になるのではないかと。西普天間等々の基地の返還がされてきたときに相当の支障を来すのではないかとというような、土地の造成に係る事業を明確に定義していかなければ、経済活動に影響を与えるというような県民の不安に対して明確なメッセージを送らないと一実は、この条例の改正については私も怖いと思っていますが、宮古島から4件陳情が上がっていて、自衛隊基地はだめだという中で環境アセスの対象とするということになってくると一環境行政は思想的に偏狭するようなものであってはならず、経済活動にも配慮して、ましてや自然環境を保全していくという中立的な行政の立場であるべきだと思っていますので、その辺に関しては、間違いなく今後の狙い撃ち的な条例の改正ではないということを断言できますか。

○大浜浩志環境部長 環境保全に資する条例の改正にしたいと考えております。

○座喜味一幸委員 ぜひとも、より具体的に事例等をもって御説明いただくようにお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情に関して、産業廃棄物と一般廃棄物に大別される中で、その取り組みの差がここに出てきたのではないかと考えています。一般廃棄物というのは自治事務の中で市町村がしっかり対応してきていますので、最終処分場や焼却施設の問題は余裕があるのですが、産業廃棄物に関しては、県は実際に責任があるわけではありません。そういう意味ではこれまで産業廃棄物は民間業者に任せきりだったということが結局こういうことを招いてしまったと。現県政だけの問題ではなく、これが続いてきたからこうなったと私は考えていますが、どうですか。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法上、県の役割としましては許認可業務がございまして、産業廃棄物に関する収集運搬業という処理業等の許認可権、それから、適正に処理をしているかということについて監視、指導していくという権限がございまして。

○座波一委員 ごみ山が超過していてもとめ切れなかったということが続いってきた結果が今ここにあるわけです。ごみが超過していたから許可を取り消したわけではなく、不法投棄が原因なのですよね。そういう意味では、ごみ山に対して指導できるシステムがなかったということなのですか。

○大浜浩志環境部長 ごみ山の改善がないということで業務停止命令も4回かけ、ストップをさせて改善をさせてきているということで、我々は強い指導を行ってきたつもりでございまして。その中で、廃棄物のプロである処理業者が不法投棄を行ったということを我々は問題視しているということを御理解いただきたいと思っております。

○座波一委員 不法投棄については、法律的に明らかに違反したから措置を行

ったということはわかりますが、少し視点を変えて、排出者としての責任が問われることはないですか。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法の改正に伴いまして、排出事業者責任をより問うような法改正が何度か行われております。ただ、株式会社倉敷環境がごみ山を形成しました平成19年3月末以前につきましては、排出事業者責任を問うような制度がまだ構築されていなかったという状況がございます。

○座波一委員 沖縄県ではできなかったということですか。

○松田了環境整備課長 全国各地で類似の事例が発生した結果、環境省は廃棄物処理法の改正を逐次行っております。処分業者が不適正な処理を行った場合、そのことについてマニフェストで追跡できるような状況になっておりますが、そのマニフェストをきちんと確認しなかった、あるいは、状況について把握していながら見過ごしたといったような瑕疵が排出事業者にある場合につきましては、排出事業者に対しても措置命令をかけて原状回復義務を課すことが法律的に可能になっております。

○座波一委員 そのような排出者責任もありながら、そこまで管理監督ができなかったという責任の一端はあると思います。それから、株式会社倉敷環境は米軍基地内のごみをどのような法的根拠で受け入れていたのですか。

○松田了環境整備課長 米軍の生活系のごみ、米軍の住居等から出るごみにつきましては、県は一般廃棄物であるという判断をしております。株式会社倉敷環境につきましては、所在地である沖縄市から収集運搬業と一般廃棄物の処分業の許可をとりまして、基地内で収集運搬し、自社の敷地内で分別、焼却等の処理を行ってまいりました。

○座波一委員 そうすると、自治体からのごみとなるのですね。

○松田了環境整備課長 自治体といいましても、米軍でございますので、県としましては事業所系のごみとして認識しております。

○大浜浩志環境部長 つけ加えまして、米軍の各基地と業者が契約をして処理をしているということでございます。

○座波一委員 先ほどは、米軍のごみも一般廃棄物と産業廃棄物に分けているという説明でしたよね。ですから、一般廃棄物も沖縄市の許可業者を通して入れているわけでしょう。

○大浜浩志環境部長 収集運搬、処分につきましては市町村の許可を受けて行いますが、処理につきましては米軍の基地と業者との契約になっていたということでございます。

○座波一委員 ですから、私が指摘したいのは、自治体のごみを受け入れていた場合は自治体に排出者責任が及ぶのです。法的にはそうなっています。これは今後しっかりしないといけないところだと思います。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法では、事業系の一般廃棄物につきましては市町村にも責任がございますが、排出事業者として事業者の責任もあわせて課すというような制度になっていたと思います。

○座波一委員 それも含めて、米軍のごみを排出者側として国あるいは米軍にもお願いして、日本の廃棄物処理法にのっとった処理の仕方を求めていかないと永遠に終わらない問題なので、排出者責任も含めていったほうがいいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなって

おります。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情の採決の順序などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情の採決を行います。

まず、乙第9号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、乙第10号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例及び乙第11号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第11号議案までの条例議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第12号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第13号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第17号議案指定管理者の指定について、乙第23号議案指定管理者の指定について、乙第24号議案指定管理者の指定について及び乙第25号議案指定管理者の指定についての6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第13号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第25号議案までの議決議案6件は、可決されました。

次に、甲第2号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び甲第3号議案平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第3号議案の予算議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情39件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼